

2023年度

履修の手引

国際コミュニケーション学部

卒業まで使用しますので
必ず保管して下さい

目 次

I 教育ポリシー	1
1. 建学の精神・教育理念	
2. 大学の使命・目的	
3. 国際コミュニケーション学部の教育理念	
4. 国際コミュニケーション学部の人材養成の目的	
5. 三つのポリシー	
II カリキュラム	6
1. 科目分類の概要	
2. 科目一覧	
3. カリキュラム・マップ、ナンバリング、カリキュラム・ツリー	
III 授業・履修	33
1. 単位制	
2. 授業（授業科目区分・学期・形態・授業時間）	
3. 履修（受講手続き・履修登録上限単位数（C A P 制）・出欠・休講補講等）	
4. 悪天候等における授業・試験の取り扱いと対応	
IV 試験・成績	37
1. 試験制度	
2. 成績（成績評価・G P A・成績疑義照会制度・成績通知）	
V 進級・卒業	41
1. 進級・卒業要件	
VI 学籍	42
1. 休学	
2. 復学	
3. 退学	
4. 転学部	
VII 留学	43
1. 留学制度	

VIII 資格取得等	44
1. 教職課程	
2. 語学検定試験	
3. 資格検定試験による単位認定	
IX 諸規程	52
北陸大学履修規程	
北陸大学国際コミュニケーション学部履修細則	
北陸大学公認欠席等に関する細則	
北陸大学成績疑義照会内規	
北陸大学学生懲戒規程	
北陸大学試験等不正行為規程	
北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドライン	

I 教育ポリシー

1. 建学の精神・教育理念

自然を愛し 生命を尊び 真理を究める人間の形成

2. 大学の使命・目的

『健康社会の実現』

3. 国際コミュニケーション学部の教育理念

【国際コミュニケーション学部】

コミュニケーションをとおして、平和で豊かな多文化共生社会の実現を目指す。

【国際コミュニケーション学科】

地域と世界をつなぐ語学力と国際感覚をもって、グローバル化する社会に貢献する。

【心理社会学科】

人間の心理と行動、社会の諸問題を探求し、健やかな人間社会の構築を目指す。

4. 国際コミュニケーション学部の人材養成の目的（北陸大学学則第2条の2）

【国際コミュニケーション学部】

コミュニケーション力をもって、社会の課題解決に取り組み、グローバル化する現代社会に貢献できる人材を養成する。

【国際コミュニケーション学科】

地域社会及び地域産業のグローバル化に貢献し、世界と地域をつなぐことのできる語学力と国際感覚を持ったグローバル人材を養成する。

【心理社会学科】

社会全体を俯瞰できる広い視野、人間の心理を深く理解する力とコミュニケーション力を身につけ、「人と人」「人と社会」をつなぎ、健康社会の実現に貢献できる人材を養成する。

5. 三つのポリシー

【大学全体】

○卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：D P）

本学は、「自然を愛し 生命を尊び 真理を究める人間の形成」を建学の精神・教育理念とし、大学の使命である「健康社会の実現」のために、グローバルな視点を持ちつつ地域に貢献する人材を育成することを目的としている。本学の各学位プログラムの課程を修了し、以下の資質・能力を備えた者に学位を授与する。

(知識・技能)

(1) 健康社会の実現のため、社会の一員としての使命感、責任感、倫理観を持ち、幅広い教養を身につけている。

(2) 専攻する学位プログラムにおける基本的な知識・技能を修得し、現実社会の中で適切に活用できる。

(思考力・判断力・表現力)

(3) 知識・技能や他者の意見に基づき、自らの考えを組み立て、効果的なコミュニケーションを通して表現・伝達できる能力を身につけている。

(4) 自分のおかれている状況から課題を発見・分析し、解決方法について客観的・多面的に考察できる能力を身につけている。

(主体性・多様性・協働性)

(5) 多様な文化・価値観を持つ他者に対して理解と共感を示し、ともに目標を達成しようとする協働力を身につけている。

(6) 自らを律し、主体的に考え、積極的に行動しようとする態度を身につけている。

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

(教育課程編成)

本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を養成するため、幅広い教養や専門教育の基盤となる一般教育科目、専門分野を体系的に学ぶ専門教育科目、その他必要となる科目を設置し、順次性のある体系的な教育課程を編成する。授業は、双方向の講義、演習、実験、実習や実技等を適切に組み合わせて行う。

なお、上級年次で展開する専門分野の知識・技能などを学ぶために、初年次では、設定した目標に向かって、主体的に行動できる習慣と自己管理能力を身につけられる教育を行う。

学生の履修を支援するため、シラバスとともに、科目間の関連や学修の順序を履修系統図、ナンバリングや履修モデル等で明示する。

(学修方法)

(1) 全科目で、主体的・対話的で深い学びが実現されるように、能動的学修を取り入れる。

(2) 現実社会で活用できる知識・技能を修得し、社会の一員としての役割を自覚するために、地域・社会・海外等において、教室外学修プログラムを提供する。

(3) 主体的な学びの確立のために、すべての授業において、授業時間外学修を促進する。

(学修成果の評価)

(1) 授業科目のシラバスに評価基準を具体的かつ多面的に明示し、学生の成長を促進するための厳格な成績評価を行う。

(2) ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力の達成状況については、学修到達度調査や卒業論文、卒業研究の成果物等によって評価する。

○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

本学では、ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力を総合的に身につけている学生の育成を目指し、以下のような資質・能力・意欲を持った人を広く受け入れるため、多様な選抜方法により、多面的・総合的な評価を行う。

(1) 専攻する学位プログラムの教育内容が理解できるために必要な基礎学力を身につけている人

(2) 自らの考えを順序立てて伝えることができる人

(3) 多様な文化・価値観を持つ人々に対して理解と共感を示し、他者と協力して何事にも積極的に取り組む意欲のある人

(注記)

・シラバス

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記されており、学生が授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。

・履修系統図

学生が身につける知識・能力と授業科目との間の対応関係を示し、体系的な履修を促す体系図

・ナンバリング

授業科目に適切な番号を付し分類することで、学習の段階や順序等を表し、教育課程の体系性を明示する仕組み。

・学修到達度調査

学修成果の測定・把握の手段の一つ。ペーパーテスト等の直接評価により学生の知識・技能・態度等を測定する方法の総称。

【国際コミュニケーション学部】

○卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：D P）

本学部及び各学科の人材養成の目的に沿って、各学科で示されたディプロマ・ポリシーの要件を満たし、所定の単位を修得した者に、学位を授与する。

○教育課程編成方針・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：C P）

本学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げる人材を養成するため、各学科でカリキュラム・ポリシーを定める。

○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：A P）

本学部では、ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力を身につけている学生の育成を目指し、各学科でアドミッション・ポリシーを定める。

【国際コミュニケーション学科】

○卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：D P）

人材養成の目的に沿って、以下の要件を満たし、所定の単位を修得した者に、学士（文学）の学位を授与する。

- (1) 英語または中国語の実践的な運用能力を身につけている。
- (2) 言語の仕組みとその背景の文化について理解している。
- (3) 国際情勢とグローバル社会について理解している。
- (4) 北陸を中心に、日本の文化・社会について理解している。
- (5) 多様な文化的社会的背景を持つ人々ともコミュニケーションを図り、協働する力を身につけている。
- (6) 獲得した知識に基づいて自分の意見を論理的に述べることができる。

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：C P）

- (1) 初年次には英語・中国語の2言語を学修し、2年次以降はそのうち1言語を集中的に学ぶことで外国語の実践的な運用能力を段階的に向上させる体系的な語学カリキュラムを導入する。
- (2) 言語という観点から異文化への知識を得るための言語理解科目を配置する。
- (3) 日本と北陸の文化への理解を深め、国際社会を広く理解するため日本・国際理解科目を配置する。
- (4) 大学教育を今後十分に理解できるように、初年次教育（知識活用力、日本語リテラシー、情報リテラシー）を行う。
- (5) 海外経験を重視し、海外研修や留学、海外インターシップを体系性・順次性を踏まえ配置する。
- (6) 社会とのつながりを意識し、自身の学習経験を振り返るためのキャリア科目を配置する。
- (7) 社会人として求められる基礎的な人文科学、社会科学、自然科学分野の教養科目を配置する。

(学修方法)

- (1) 語学教育を含めて、全科目において能動的学修を取り入れる。
- (2) 英語または中国語の実践的な運用能力を高めるため、語学研修や語学留学などのプログラムを提供する。
- (3) 課題解決能力の向上と協働経験のため、地域や国際社会をフィールドにしたプロジェクトなど、教室外学習プログラムを提供する。

(学修成果の評価)

- (1) シラバスに到達目標・評価基準を明示し、成績評価は到達度評価を基本とし、「妥当性」「客観性」「透明性」「公正性」を徹底した厳格な成績評価を行う。
- (2) ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力の達成状況を確認するために、卒業研究を必修とし、評価ループリックを活用して総括的評価を行う。

○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

本学科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるために、以下の能力、目的意識、意欲を持った人を広く受け入れる。入学者選抜は多様な選抜方法により、多面的・総合的に評価する。

- (1) 英語・中国語など外国語学修に意欲と関心を持っている人
- (2) 英語または中国語の基礎的な運用能力を持っている人
- (3) 大学の授業を理解できるための日本語リテラシーを持っている人
- (4) 海外留学等に積極的に取り組む意欲と関心を持っている人
- (5) 多様な文化的社会的背景を持つ人々との協働に積極的に取り組む意欲のある人

【心理社会学科】

○卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）

人材養成の目的に沿って、以下の要件を満たし、所定の単位を修得した者に、学士（心理学）の学位を授与する。

〈知識・技能〉

- (1) 人間の心理、コミュニケーションに関する基本的な知識と技能を身につけている。
- (2) 多文化共生社会への理解を深め、社会全体を俯瞰できる広い視野を身につけている。

〈思考力・判断力・表現力〉

- (3) 社会と人間にに関する事象を、心理学的視点から分析し、複眼的に理解する力を身につけている。
- (4) 社会の諸問題を探究し、心理学的な視点と研究法により、課題解決に取り組む能力を身につけている。

〈主体性・多様性・協働性〉

- (5) 健康社会の実現に積極的に貢献する意欲と行動力を身につけている。
- (6) 多様な価値観や立場を持つ他者を思いやり、協働できる力を身につけている。

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

(教育課程編成)

- (1) 多文化共生社会の理解を深め、社会全体を俯瞰する広い視野を修得するために、総合教育科目と現代社会科目を配置する。
- (2) 心理学とコミュニケーションの基本的な知識と技能を修得するために、心理学関連の専門教育科目区分を「共通領域」「社会・産業心理学領域」「臨床心理学領域」「教育・発達心理学領域」「認知・

「神経科学領域」の5領域で編成する。上級年次で展開する専門分野の知識・技能を学ぶために、初年次に概論科目を配置する。

- (3) 心理学的な視点と研究法に基づいた課題解決能力を養い、生涯を通して学び続ける姿勢と協働力を身につけるため、「共通領域」を中心とした専門科目から卒業研究に至る体系的な科目を展開する。

(学修方法)

- (1) コミュニケーション能力、課題解決能力、論理的思考力、他者を尊重し協働できる力と主体的な学びの姿勢を養うために、参加型の少人数教育と能動的学修を促進する。
- (2) 人間の心理と行動を解明し、社会のさまざまな課題を多面的に捉える能力を養うために、実験、調査、観察及びデータ解析などの科学的手法を取り入れた双方向型の教育プログラムを提供する。

(学修成果の評価)

- (1) シラバスに到達目標・評価基準を明示し、成績評価は到達度評価を基本とし、「妥当性」「客觀性」「透明性」「公正性」を徹底した厳格な成績評価を行う。
- (2) ディプロマ・ポリシーで示された資質・能力の達成状況を確認するために、卒業研究を必修とし、評価ループリックを活用して総括的評価を行う。

○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー：AP）

本学科では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるために、以下の能力、目的意識、意欲を持った人を広く受け入れる。入学者選抜は多様な選抜方法により、多面的・総合的に評価する。

- (1) 大学で学ぶために必要な高等学校卒業相当程度の知識を修得し、特に日本語の的確な理解力や表現力、外国語（英語）の基礎的な運用能力を身につけている人
- (2) 人間の心理と行動、コミュニケーションについて興味を持ち、健康社会の実現に貢献したいという意欲がある人
- (3) 自己及び他者を尊重し協力して行動できる人

II カリキュラム

1. 科目分類

【国際コミュニケーション学科】

(1) 専門教育科目

《語学科目》

1年次には英語（前期・後期各6科目）、中国語（前期・後期各3科目）の2言語の基礎を学びます。

2年次から英語または中国語のどちらかを主として学び、もう一方の言語は第2言語として学ぶことができます。3・4年次では、より実践的な外国語の運用・コミュニケーション能力を身につける授業が開講されます。

留学生については、原則として日本語を第1外国語として学びます。なお、英語及び中国語の履修については、事前に確認が必要となります。

* 1年次に開講される英語及び中国語科目は全て必修科目です。

《言語理解科目》

言語理解科目では、英語・英米文化、中国語・中国文化、日本語・日本語教育の3分野があり、各分野においては、外国語専門科に加え外国語を通じて世界の文化及び教授法などの基礎的知識を理解する科目が開講されます。

また、各分野の共通基礎科目、第3言語にあたるフランス、ドイツ、スペイン、朝鮮の言葉と文化など、基礎的な語学と語学を通じた文化を理解できる科目が開講されます。

《文化理解科目》

文化理解科目では、日本特に北陸地域の魅力と強み、地域や時代の異なる文化や文化資源に関する基礎的知識の修得を目的として「北陸の文化と社会」「人間と文化」などが開講されます。

* 1年次生に開講される「北陸の文化と社会」は必修科目です。

《国際理解科目》

国際理解科目では、基礎的な国際関係史、現代社会における国際問題を理解する「国際関係学入門」などが開講されます。また、「国際協力論」などの授業においては、海外体験等のフィールドワークを行います。

《専門演習科目》

専門演習科目では、1年次生にスタディ・スキルや社会人になるために必要なリテラシーを向上させることを目的として、「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」が開講されます。

2年次から4年次では、言語・英語領域、国際文化領域、中国語領域、文化領域、国際領域の演習科目が開講されます。2年次では専門への導入となる「専門ゼミナールⅠ・Ⅱ」、3年次では「専門ゼミナールⅢ・Ⅳ」、4年次では「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」と段階的に専門性を高めていく科目が開講されます。

* 専門演習科目は全ての科目の単位修得が卒業に必要ですが、留学した学期に開講されている科目については、単位修得が免除されます。

《海外留学科目》

国際コミュニケーション学科では、留学や海外研修の期間に応じた海外留学科目が開講されます。これらの科目の単位修得には、留学や海外研修と併せて、事前学習、留学中の課題提出、帰国後のレポート提出とプレゼンテーションが必須です。

(2) 一般教育科目

《教養科目》

教養科目では、現代社会で必要不可欠な基本的な知識と技能、幅広い教養を身につけるため、専門科目以外の学問領域である自然科学分野などの科目が開講されます。

* 1年次に開講される「北陸大学の学び」「情報リテラシー」は必修科目です。

《心理社会科目》

心理社会科目では、多文化共生、家族、組織、環境など、多様な背景を持つ人々とのコミュニケーションを図るために必要な多角的な視野を身につけることを目的とした科目が開講されます。

《キャリア科目》

キャリア科目は単なる就職活動支援や対策ではなく、大学での学びの充実が自らの人生を豊かにするために必要不可欠であることを学生自身が4年間の学修を通じて理解することを目的とした科目が開講されます。

* 1年次に開講される「PBL入門」は必修科目です。

(3) 教職科目

教職科目は、教育職員免許状取得希望者を対象とした科目です。免許取得希望者は、全ての科目の単位を修得しなければ免許状は取得できません。また、修得した単位は進級・卒業に必要な単位に含まれません（自由科目）。

【心理社会学科】

(1) 総合教育科目

《教養科目》

教養科目では、現代社会で必要不可欠な基本的な知識と技能、幅広い教養を身につけるため、専門科目以外の学問領域である自然科学分野、健康科学分野に加え、心理学との関連性が高い人文科学分野の科目が開講されます。

また、高度情報化社会で必要となる、コンピュータやネットワーク等の基礎的な知識・技能、プレゼンテーション等に必要なコンピュータ活用スキルを身につけるため、情報リテラシーに関する科目が開講されます。

* 1年次に開講される「北陸大学の学び」「情報処理入門」は必修科目です。

《外国語科目》

外国語科目では、社会人として実用的な語学レベルの習得を目的として、英語を中心に語学科目が開講されます。また、2年次以降、英語に加え中国語が選択科目として開講されます。

* 1年次に開講される「English Communication I・II」は必修科目です。

《キャリア科目》

キャリア科目は単なる就職活動支援や対策ではなく、大学での学びの充実が自らの人生を豊かにするために必要不可欠であることを学生自身が4年間の学修を通じて理解することを目的として開講されます。

(2) 専門教育科目

《共通領域》

共通領域は、本学科における学修の根幹となる科目領域です。心理学の全体像を学修する「心理学概論I・II」、実証科学としての心理学の研究方法を身につけることを目的とした「心理学実験I・II」「心理学統計法」「心理学研究法」が開講されます。また、心理学的テーマについて自らが調査し発表する能力を高めることを目的とした演習科目が、1年次の「心理学基礎演習」から4年次の「卒業研究」

と段階的に専門性を高めて開講されます。

* 1年次に開講される「心理学概論Ⅰ・Ⅱ」「心理学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、2年次に開講される「心理学ゼミナールⅠ・Ⅱ」、3年次に開講される「心理学ゼミナールⅢ・Ⅳ」及び4年次に開講される「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」は必修科目です。

《展開応用科目》

○社会・産業心理学領域

社会・産業心理学領域では、社会心理学分野と産業心理学分野の科目を中心に開講されます。社会心理学分野では、「社会心理学概論」を基礎として、「社会・集団・家族心理学」などの科目から個人の意識や態度、行動がいかに社会に影響を与えるか、逆に各個人がどのように社会からの影響を受けているかについて学修します。

産業心理学分野では、社会的営みの1つである産業・職業場面に注目し、個人と社会（組織）との関わりを学修することを目的として「産業・組織心理学」「消費者行動論」などが開講されます。

* 1年次に開講される「社会心理学概論」は必修科目です。

○臨床心理学領域

臨床心理学領域では、臨床心理学の基礎的知識と心理臨床における2つの実践活動である心理学的なアセスメント、心理学的な支援法（介入法）を体系的に学修する領域です。臨床心理学の基礎的知識を学修する「臨床心理学概論」、アセスメント・支援について学修する「心理的アセスメント」「心理学的支援法」が開講されます。さらに「健康・医療心理学」「司法・犯罪心理学」などから実践的な領域の基礎知識および具体的活動を学修します。また、将来、心理職従事者として社会で活躍するために必要な知識・技能を身につけることを目的とした「公認心理師の職責」「心理実習」などが開講されます。

* 1年次に開講される「臨床心理学概論」は必修科目です。

○教育・発達心理学領域

教育・発達心理学領域では、生涯全体にわたる「発達」と社会にとって重要な営みの1つである「教育」から構成されます。発達分野では、長い生涯の中でも、特に重要な児童期・青年期に焦点をあて「児童心理学」「青年心理学」が開講されます。

教育分野では、児童生徒の発達、パーソナリティ、動機づけ、さらに学校で生じるさまざまな問題行動への理解と対処法に関する基礎的知識の修得を目的として「教育・学校心理学」が開講されます。

○認知・神経科学領域

認知・神経科学領域では、人間の心の基本的な機能とそれらを実現する「ハードウェア」としての脳について学修する領域です。脳における信号伝達の仕組みなどを学修する「神経・生理心理学」、外界の情報を取得し「意味」を抽出する知覚・認知処理過程に関する基礎的知識を学修する「知覚・認知心理学」が開講されます。

また、経験による行動の変容である学習の特性と仕組み、コミュニケーションに欠かせない言語の基礎的知識の修得を目的とした「学習・言語心理学」、個人の行動を促すシグナルとしての感情と個人の行動に一貫性を与えていたり人格（パーソナリティ）の基礎的知識の修得を目的として「感情・人格心理学」が開講されます。

《現代社会科目》

現代社会科目では、グローバル化、多文化共生、経済、家族、組織、環境など、現代社会が抱える諸問題に対する理解と、多様な文化的背景を持つ人々とのコミュニケーションを図るために必要な多角的な視野を身につけることを目的とした科目が開講されます。

2. 科目一覧（履修細則 別表1）

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科

科目区分	授業科目	単位数	配当年次
教養科目	北陸大学の学び	1	1
	情報リテラシー	2	1
	スポーツI	1*	1
	スポーツII	1*	1
	心理学	2*	1・2
	社会学	2*	1・2
	哲学	2*	1・2
	日本国憲法	2*	1・2
	経済学	2*	1・2
	芸術学	2*	1・2
	自然科学概論	2*	1・2
	スポーツ科学	2*	1・2
	日本史	2*	1・2
	ジェンダー論	2*	1・2
一般教育科目	コミュニケーション心理学	2*	1・2
	消費者行動論	2*	2・3
	教育社会学	2*	2・3
	家族社会学	2*	2・3
	発達心理学	2*	2・3
	データ解析	2*	2・3
	広告と消費の心理学	2*	2・3
	青年心理学	2*	2・3
	障害者・障害児心理学	2*	2・3
	学習・言語心理学	2*	2・3
キャリア科目	環境社会学	2*	2・3
	PBL入門	2	1
	コミュニケーション技法I	2*	2
	コミュニケーション技法II	2*	3
	現代社会と職業	2*	2・3
	職業理解とインターンシップ	2*	3
	キャリア総合演習	2*	3
	体験学習	1*	1・2・3
専門教育科目	海外インターンシップ	1*	1・2・3
	Basic Speaking I	1	1
	Basic Speaking II	1	1
	Basic Listening I	1	1
	Basic Listening II	1	1
	Basic Presentation & Discussion I	1	1
	Basic Presentation & Discussion II	1	1
	Basic Reading I	1	1
	Basic Reading II	1	1
	Basic Writing I	1	1
	Basic Writing II	1	1
	Basic Grammar I	1	1
	Basic Grammar II	1	1
	Advanced Speaking I	1*	2
	Advanced Speaking II	1*	2
	Advanced Listening I	1*	2
	Advanced Listening II	1*	2
	Advanced Presentation & Discussion I	1*	2
	Advanced Presentation & Discussion II	1*	2
	Advanced Reading I	1*	2
	Advanced Reading II	1*	2
	Advanced Writing I	1*	2
	Advanced Writing II	1*	2
	Advanced Grammar I	1*	2
	Advanced Grammar II	1*	2
	Intensive English I	1*	3
	Intensive English II	1*	3
	TOEIC Prep & Skills I	1*	3
	TOEIC Prep & Skills II	1*	3
	Practical Communication I	1*	3
	Practical Communication II	1*	3
	Practical Communication III	1*	4
	Practical Communication IV	1*	4
	SA English I	1*	3
	SA English II	1*	3
	SA English III	1*	3
	SA English IV	1*	3
	SA English V	1*	3
	SA English VI	1*	3

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科

科目区分	授業科目	単位数	配当年次
専門教育科目	中国語 I	2	1
	中国語 II	2	1
	中国語 III	1	1
	中国語 IV	1	1
	中国語 V	2*	2
	中国語 VI	2*	2
	中国語 VII	1*	2
	中国語 VIII	1*	2
	中国語会話 I	1	1
	中国語会話 II	1	1
	中国語会話 III	1*	2
	中国語会話 IV	1*	2
	中国語作文 I	1*	2
	中国語作文 II	1*	2
	中国語文法基礎 I	1*	2
	中国語文法基礎 II	1*	2
	中国語コミュニケーション I	1*	3・4
	中国語コミュニケーション II	1*	3・4
	中国語コミュニケーション III	1*	3・4
	中国語コミュニケーション IV	1*	3・4
	資格中国語 I	1*	3
	資格中国語 II	1*	3
	中国語表現法 I	1*	4
	中国語表現法 II	1*	4
	応用中国語 I	1*	3
	応用中国語 II	1*	3
	応用中国語 III	1*	3
	応用中国語 IV	1*	3
	応用中国語 V	1*	3
	応用中国語 VI	1*	3
	応用中国語 VII	1*	3
	応用中国語 VIII	1*	3
	日本語 I	2*	1
	日本語 II	2*	1
	日本語 III	2*	2
	日本語 IV	2*	2
	日本事情 I	2*	1
	日本事情 II	2*	1
	実用日本語 I	2*	2
	実用日本語 II	2*	2
	日本語会話 I	1*	1
	日本語会話 II	1*	1
	日本語会話 III	1*	2
	日本語会話 IV	1*	2
	日本語会話 V	1*	3
	日本語会話 VI	1*	3
	資格日本語 I	1*	1
	資格日本語 II	1*	1
	資格日本語 III	1*	2
	資格日本語 IV	1*	2
	資格日本語 V	1*	3
	資格日本語 VI	1*	3
	資格日本語 VII	1*	4
	資格日本語 VIII	1*	4
	日本語表現 I	1*	2
	日本語表現 II	1*	2
	日本語演習 I	1*	1
	日本語演習 II	1*	1
	日本語演習 III	1*	2
	日本語演習 IV	1*	2
	日本語演習 V	1*	3
	日本語演習 VI	1*	3
	日本語総合演習 I	1*	4
	日本語総合演習 II	1*	4
	プラッシュアップ中国語 I	2*	2
	プラッシュアップ中国語 II	2*	2
	プラッシュアップ中国語 III	1*	3
	プラッシュアップ中国語 IV	1*	3
	プラッシュアップ中国語 V	1*	4
	プラッシュアップ中国語 VI	1*	4

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科

科目区分	授業科目	単位数	配当年次
専門教育科目	ことばと文化	2*	1
	言語学入門	2*	2
	英語学概論	2*	2
	英米文学史	2*	2・3
	音声学	2*	2・3
	英語学特講	2*	2・3
	英語圏の文化と社会	2*	2・3
	英語で学ぶ英語圏の文化	2*	2・3
	英語専門研究 I	2*	3
	英語専門研究 II	2*	3
	英語専門研究 III	2*	4
	英語専門研究 IV	2*	4
	Project English I (English Language/Linguistics)	2*	2・3
	Project English II (English Language/Linguistics)	2*	2・3
	英語通訳・翻訳研究 I	2*	4
	英語通訳・翻訳研究 II	2*	4
	英語科教育法 I	2*	2
	英語科教育法 II	2*	2
	英語科教育法 III	2*	3
	英語科教育法 IV	2*	3
	中国の文化と社会	2*	2
	中国語文法論 I	2*	3・4
	中国語文法論 II	2*	3・4
	中国語学特講 I	2*	3・4
	中国語学特講 II	2*	3・4
	中国語学特講 III	2*	3・4
	中国語学特講 IV	2*	3・4
	中国語テーマ研究 I	2*	3・4
	中国語テーマ研究 II	2*	3・4
	中国語文学特講 I	2*	3・4
	中国語文学特講 II	2*	3・4
	中国語通訳・翻訳研究 I	2*	4
	中国語通訳・翻訳研究 II	2*	4
言語理解科目	日本語学入門	2*	2
	日本語教育学入門	2*	2
	日本語教育演習 I	2*	2
	日本語教育演習 II	2*	2・3
	日本語教育演習 III	2*	2・3
	日本語学概論 I	2*	3・4
	日本語学概論 II	2*	3・4
	日本語学特講 I	2*	3・4
	日本語学特講 II	2*	3・4
	日本語教育学概論 I	2*	3・4
	日本語教育学概論 II	2*	3・4
	日本語教育学特講 I	2*	3・4
	日本語教育学特講 II	2*	3・4
	日中通訳・翻訳研究 I	2*	3・4
	日中通訳・翻訳研究 II	2*	3・4
	日中通訳・翻訳研究 III	2*	4
	日中通訳・翻訳研究 IV	2*	4
	フランスの言葉と文化 I	2*	2
	フランスの言葉と文化 II	2*	2
文化理解科目	ドイツの言葉と文化 I	2*	2
	ドイツの言葉と文化 II	2*	2
	スペインの言葉と文化 I	2*	2
	スペインの言葉と文化 II	2*	2
	朝鮮の言葉と文化 I	2*	2
	朝鮮の言葉と文化 II	2*	2
	北陸の文化と社会	2	1
	宗教学	2*	1
	人間と文化	2*	1・2
	文化資源学(歴史・民俗)	2*	2・3
	文化資源学(美術・工芸)	2*	2・3
	文化資源学(史跡・名勝地)	2*	2・3
	文化資源学(世界遺産)	2*	2・3
	現代日本論	2*	2・3
	観光学概論	2*	2・3
	英語で学ぶ日本文化	2*	2・3
	Project English I (Culture Studies and Japan)	2*	2・3
	Project English II (Culture Studies and Japan)	2*	2・3
	日本の文化政策	2*	3・4

国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科

科目区分	授業科目	単位数	配当年次
国際理解科目	国際関係学入門	2*	1
	国際関係史	2*	1・2
	国際社会論	2*	1・2
	異文化間コミュニケーション	2*	1・2
	現代アジア論 I	2*	2・3
	現代アジア論 II	2*	2・3
	現代ヨーロッパ論	2*	2・3
	現代アメリカ論	2*	2・3
	英語で学ぶ国際関係	2*	2・3
	国際協力論	2*	2・3
専門教育科目	Project English I (International Relations)	2*	2・3
	Project English II (International Relations)	2*	2・3
	世界の中の日本	2*	3・4
	基礎ゼミナール I	2	1
	基礎ゼミナール II	2	1
	専門ゼミナール I	2*	2
	専門ゼミナール II	2*	2
	専門ゼミナール III	2*	3
	専門ゼミナール IV	2*	3
	卒業研究 I	2*	4
海外留学科目	卒業研究 II	2*	4
	海外研修A	1*	1
	海外研修B	1*	1
	短期海外研修A	1*	1・2・3
	短期海外研修B	1*	1・2・3
	海外語学研修 A I	2*	1・2・3
	海外語学研修 A II	2*	1・2・3
	海外語学研修 B I	2*	1・2・3
	海外語学研修 B II	2*	1・2・3
	海外留学A	6*	1・2・3
教職に関する科目	海外留学B	6*	1・2・3
	海外留学C	6*	1・2・3
	海外留学D	6*	1・2・3
	教職論	2☆	1・2
	教育学概論	2☆	1・2
	教育心理学	2☆	2・3
	特別支援教育	1☆	2・3
	教育課程論	2☆	2・3
	教育方法論(情報通信技術を活用した教育の理論及び方法)	2☆	2・3
	道徳教育論	2☆	2・3

備考 *は選択科目、☆は自由科目を示す。

国際コミュニケーション学部 心理社会学科

科目区分	授業科目	単位数	配当年次
総合教育科目 教養科目	北陸大学の学び	1	1
	自然科学概論	2 *	1
	哲学	2 *	1
	社会学	2 *	1
	芸術学	2 *	1
	経済学	2 *	2
	ジェンダー論	2 *	2
	日本史	2 *	1
	日本国憲法	2 *	2
	スポーツ I	1 *	1
	スポーツ II	1 *	1
	スポーツ科学	2 *	2
	情報処理入門	1	1
	情報処理応用	1 *	1
外國語科目	English Communication I	1	1
	English Communication II	1	1
	総合英語 I	2 *	2
	総合英語 II	2 *	2
	総合英語 III	2 *	3
	総合英語 IV	2 *	3
	中国語会話	1 *	2
キャリア科目	PBL入門	2 *	1
	現代社会と職業	2 *	2
	コミュニケーション技法 I	2 *	2
	コミュニケーション技法 II	2 *	3
	体験学習 I	1 *	1
	体験学習 II	1 *	2
	職業理解とインターンシップ	2 *	3
	海外インターンシップ	1 *	2
専門教育科目 共通領域	心理学概論 I	2	1
	心理学概論 II	2	1
	心理学統計法	2 *	1
	心理学研究法	2 *	1
	心理学実験 I	2 *	2
	心理学実験 II	2 *	2
	心理社会データ解析	2 *	3
	心理調査概論	2 *	2
	心理学英文講読	2 *	3
	心理学特殊講義 I	2 *	3
	心理学特殊講義 II	2 *	4
	心理学基礎演習 I	2	1
	心理学基礎演習 II	2	1
	心理学ゼミナール I	2	2
	心理学ゼミナール II	2	2
	心理学ゼミナール III	2	3
	心理学ゼミナール IV	2	3
	卒業研究 I	2	4
	卒業研究 II	2	4

国際コミュニケーション学部 心理社会学科

科目区分	授業科目	単位数	配当年次
社会・産業心理学領域	社会心理学概論	2	1
	コミュニケーション心理学	2*	1
	社会・集団・家族心理学	2*	2
	産業・組織心理学	2*	3
	消費者行動論	2*	2
	広告と消費の心理学	2*	3
	グループダイナミックス	2*	2
	社会調査論	2*	1
	社会調査法 I (データ解析 I)	2*	2
	社会調査法 II (データ解析 II)	2*	2
	質的研究法	2*	2
	キャリアの心理学	2*	3
	社会心理学調査演習 I	2*	3
	社会心理学調査演習 II	2*	3
専門教育科目	臨床心理学概論	2	1
	障害者・障害児心理学	2*	2
	心理的アセスメント	2*	2
	健康・医療心理学	2*	3
	心理学的支援法	2*	2
	福祉心理学	2*	3
	司法・犯罪心理学	2*	3
	人体の構造と機能及び疾病	2*	1
	精神疾患とその治療	2*	3
	関係行政論	2*	3
	心理演習	2*	3
	心理実習	2*	4
	公認心理師の職責	2*	2
	発達心理学	2*	1
	児童心理学	2*	2
教育・発達心理学領域	青年心理学	2*	2
	教育・学校心理学	2*	3
	生涯発達心理学	2*	2
	感情・人格心理学	2*	2
認知・神経科学領域	知覚・認知心理学	2*	2
	学習・言語心理学	2*	2
	神経・生理心理学	2*	2
	北陸の文化と社会	2*	1
現代社会科目	国際関係学入門	2*	1
	異文化間コミュニケーション	2*	1
	文化資源学入門	2*	1
	ことばと文化	2*	1
	宗教学	2*	1
	言語学入門	2*	2
	国際関係史	2*	2
	現代日本論	2*	2
	経営組織論	2*	2
	教育社会学	2*	2
	家族社会学	2*	2

国際コミュニケーション学部 心理社会学科

科目区分	授業科目	単位数	配当年次
専門教育科目	環境社会学	2 *	2
	国際社会論	2 *	2
	中国の文化と社会	2 *	2
	文化資源学(歴史・民俗)	2 *	2
	文化資源学(美術・工芸)	2 *	2
	文化資源学(史跡・名勝地)	2 *	3
	文化資源学(世界遺産)	2 *	3
	観光ビジネス論	2 *	3
	現代アジア論 I	2 *	3
	現代アジア論 II	2 *	3
	現代アメリカ論	2 *	3
	現代ヨーロッパ論	2 *	3
	国際協力論	2 *	3
	英語圏の文化と社会	2 *	3
	マーケティング論	2 *	3
	マーケットリサーチ論	2 *	4
	英米文学史	2 *	4
	海外研修A	1 *	2
	海外研修B	1 *	2
	短期海外研修	1 *	1・2・3
	海外語学研修A	2 *	1・2・3
	海外語学研修B	2 *	1・2・3
	海外留学A	6 *	1・2・3
	海外留学B	6 *	1・2・3
	海外留学C	6 *	1・2・3
	海外留学D	6 *	1・2・3

備考1 *は選択科目

備考2 「心理演習」受講要件

3年次前期までに開講される公認心理師対応科目の単位を全て修得済みであること
と、3年次後期に開講さる同科目を履修していること。

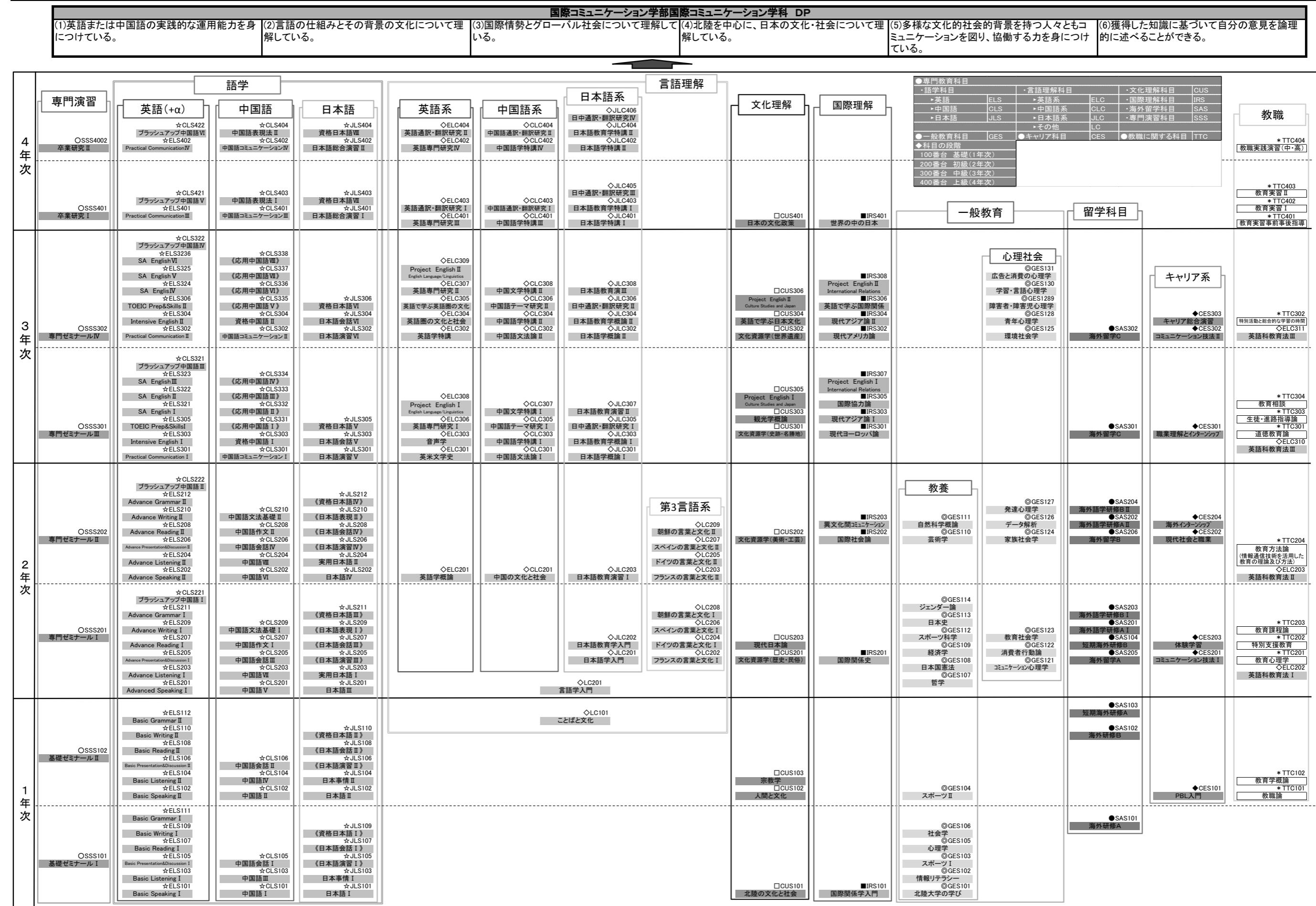
備考2 「心理実習」受講要件

3年次終了時までに開講される公認心理師対応科目の単位を全て修得済みであるこ
と。

【ナンバリング、カリキュラム・ツリー】

ナンバリングとは、授業科目に番号を付け、分類することで、学修の段階や順序を表し、教育課程の体系性を示す仕組みのことです。カリキュラム・ツリー（履修系統図）とは、学生が卒業までに身につけるべき知識や能力を得るために、各授業科目がどのように配置され、関連性があるのかを示しています。

国際コミュニケーション学科 カリキュラム・ツリー・ナンバリング



*語学科目

◇言語理解科目

□文化理解科目

■国際理解科目

○専門演習科目

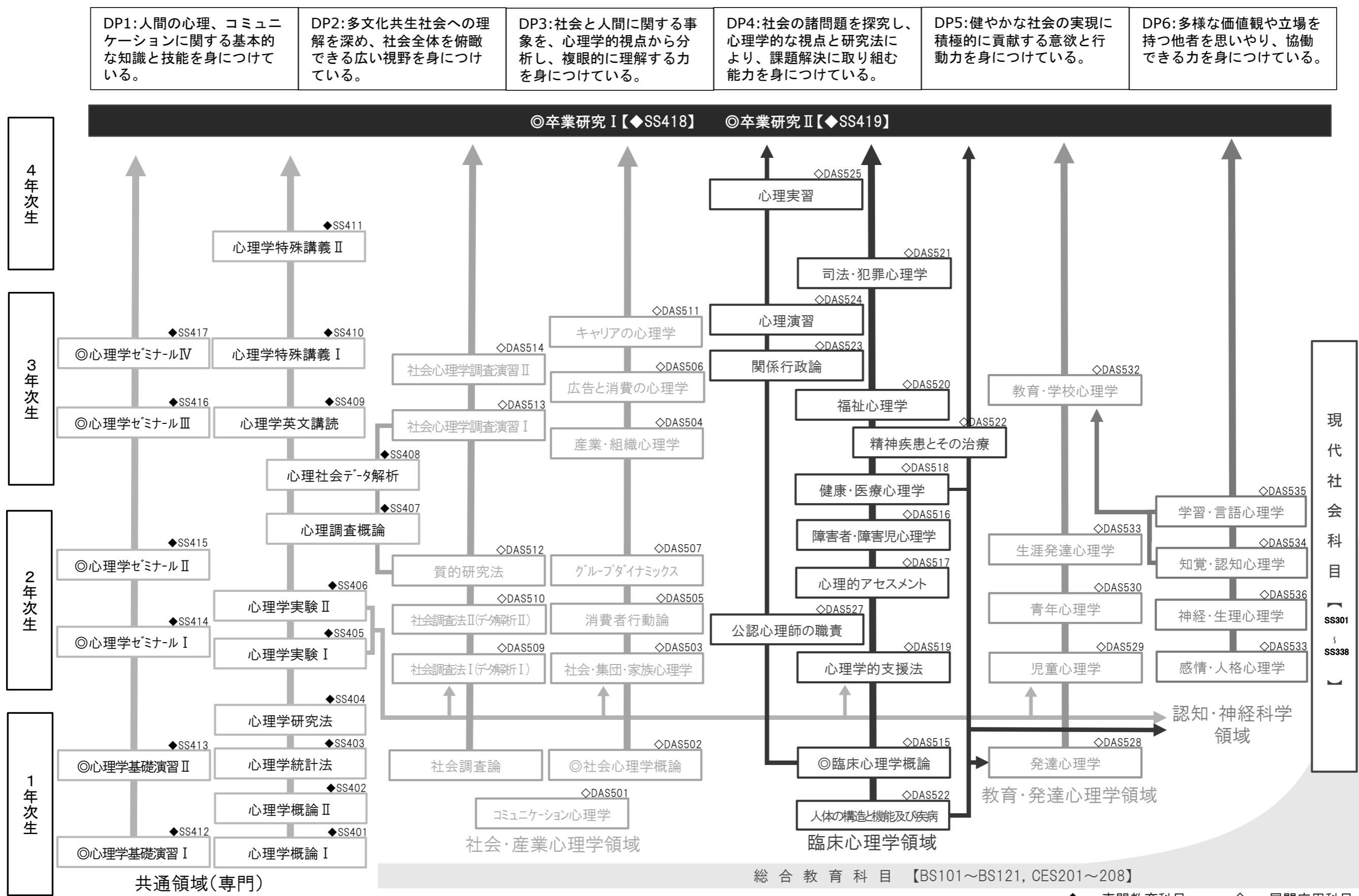
●海外留学

◆キャリア科目

◎一般教育科目

*教職科目

心理社会学科カリキュラムツリー



III 授業・履修

1. 単位制

本学部は、学年制を加味した単位制となっています。単位制とは、各授業科目について、定められた時間数を履修し、試験などに合格することによって、その授業科目の単位を修得していくことです。その修得した単位が学則に定められている卒業要件単位を満たした学生に対して卒業が認定されます。なお、単位とは、学修量を確認する基準です。1単位は、45時間の学修を必要とする教育内容をもって構成されます。

(1) 単位の計算方法

1単位の学修時間は、授業時間（教室内）と自学自習時間（予習時間及び復習時間）を合わせて45時間を基準としています。ただし、語学科目など授業形態によっては算出基準が異なります。

また、単位認定を受けるためには、教室内の授業時間以外に必ず自学自習時間（予習及び復習）が義務付けられています。授業担当者から、予習及び復習の指示が出されますので、必ず予習及び復習を行ってください。

(2) 計算基準（1単位あたりの計算基準）

授業形態	学修時間	授業時間	自学自習時間
講義	45時間	15時間	30時間
演習	45時間	30時間	15時間
実習・実技	45時間	45時間	—

※スポーツ及び海外留学は30時間の授業時間をもって1単位とします。

2. 授業（授業科目区分・学期・形態・授業時間）

(1) 授業科目区分

必修科目	この科目は、学部・学科において履修が義務付けられており、卒業するまでに必ず単位を修得しなければなりません。
選択科目	この科目は、各自の学修計画に基づき、自由に選択することが出来ます。また、修得した単位は卒業に必要な単位に含まれます。 なお、選択科目のうち、「履修指定科目」は必ず履修しなければなりません。
自由科目	この科目は、単位は認定されますが、進級・卒業に必要な単位に含まれません。

(2) 学期

本学部は、セメスター制を導入しています。セメスター制とは、前期または後期で授業を完結し単位を認定する制度です。一部の科目を除き、セメスター制で授業科目が開講されています。この制度により、海外の大学への留学を視野にいれた学修計画が可能となります。

(3) 形態

授業の形態は次のとおりです。

前期科目 後期科目	前期または後期に開講される授業科目です。成績評価・単位認定は各学期末に行われます。
通年科目	1年間にわたって開講される授業科目です。前期・後期の成績を総合的に評価して年度末に単位認定が行われます。
自由科目	特定の時期に集中して開講される授業科目です。成績評価・単位認定は授業終了後に行われます。

(4) 授業時間割

授業時間は1時限が90分間です。

時 限	授 業 時 間
1時限	9：15～10：45
2時限	11：00～12：30
3時限	13：20～14：50
4時限	15：05～16：35
5時限	16：50～18：20

3. 履修（受講手続き・履修登録上限単位（C A P制）・出欠・休講補講等）

(1) 受講手続き

受講手続きは、担任教員からの履修指導（1年次はフレッシュマンセミナー時に担任教員が履修指導を行います。）を受けたあと、学生支援システムから登録を行います。この手続きを怠ると履修ができず、単位の認定は行われません。登録方法については、ガイダンス時に詳細を説明します。

(2) 履修登録上限単位数（C A P制）

本学部では、過度の履修を防ぐことによりそれぞれの科目的理解度を高めるため、1年間に履修登録する単位数の上限を42単位と設定しています。上限単位数を超えて履修することはできません。ただし、前年度G P Aが3.5以上の場合、登録単位数の上限を46単位とします。なお、自由科目（教職に関する科目等）の単位は含まれません。

(3) 履修登録

履修登録とは、自らの学修成果を高め、将来の目標、自己実現を達成するために、自らの学修計画に基づき、各学期開始時において授業科目の履修の意思表示をすることであり、学修の出発点になる大切な手続きです。

履修登録において、一旦登録した科目的変更は原則として認められません。ガイダンスに必ず出席し、「履修の手引」「授業時間割」「シラバス」などを確認したうえで、各自の時間割を作成してください。なお、履修登録にあたっては、履修が指定されている科目、登録単位数の上限などの要件があります。

後期開始時には、後期開講科目に限り年間の履修登録単位の上限を超えない範囲で科目を追加することができます。具体的な手続きについては、後期開始時のガイダンスにて説明します。

また、他学部・他学科等において開講される授業科目については、所定の手続きを経たうえで履修することができます。他学部・他学科等の授業科目を履修し、修得した 単位については、原則として自由科目（進級・卒業要件に含まれない単位）として取り扱いますが、所定の手続きを経たうえ、学部長が認め

た場合は、卒業に必要な単位として取り扱うことがあります。

なお、指定された期間に履修登録を怠った場合は、授業を履修することができず、単位を修得することができません。

【履修登録上の注意事項】

- ・履修しようとするすべての授業科目を登録しなければなりません。
- ・履修登録が行われていない授業科目は、授業に出席し、試験を受けても単位を取得することはできません。
- ・履修登録期間終了後、授業科目的変更・追加・中止はできません。
- ・同一曜日・时限に2科目以上重複して履修することはできません。
- ・同一科目については、授業担当者が異なっていても履修することはできません。
- ・学籍番号等により受講するクラスが指定されている場合は、必ず指定されたクラスを受講しなければなりません。
- ・所属する年次より上の年次の授業科目は、原則として履修することはできません。

(4) 授業の出席・欠席

【出席】

授業内容をよく理解するために、病気などやむを得ない場合を除いて、毎回の授業に出席しなければなりません。なお、履修科目の単位認定を受けるためには、授業回数の3分の2以上出席していかなければなりません。

【欠席】

病気、事故、忌引及び就職活動などで授業を欠席する（した）場合は、各自で授業担当教員に報告してください。また、7日以上（土・日曜日・祝日は含まない）欠席した場合は、欠席届に証明書類を添えて、速やかに教務課に提出してください。

* 「病気、事故、忌引、就職活動など」とは、以下のいずれかに該当するものを言います。

- 1) 病気または負傷（医療機関発行の診断書）
- 2) 3親等以内の親族の死亡または葬儀（死亡診断書の写しまたは葬儀日程が分かる印刷物）
- 3) その他、正当な理由として教授会が認めた事項（出席できなかった理由を証明する文書または証明可能な書類）

【公認欠席】

公認欠席（公欠）は、「北陸大学公認欠席等に関する細則」に基づき、所定の手続きを経たうえ、許可された場合、授業を欠席したものとして取り扱わないことをいいます。

* 公認欠席に関する手続き等の詳細については、P59「北陸大学公認欠席等に関する細則」を確認してください。

●全国瞬時警報システム発令時の授業・試験の取り扱いと対応

全国瞬時警報システム（Jアラート）受信時の対応について、授業・試験中の場合は、直ちに中断することとし、安全が確認された後に授業・試験を再開し、中断時間により、授業・試験時間の繰り下げもしくは別日時に補講・試験実施の措置をとります。

休講及び試験を休止する場合の対応は、「悪天候等における授業・試験の取り扱いと対応」に準じて行います。

* 全国瞬時警報システムとは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムのことです。

(5) 休講・補講

【休講】

授業が休講になる場合は、学生支援システムで案内します。なお、授業開始後15分経過しても授業担当教員から連絡、または指示がない場合は、必ず教務課に連絡し、その指示に従ってください。

【補講】

授業担当教員の事由により授業が休講になった場合、補講が行われます。必ず学生支援システムで補講日程を確認してください。また、授業担当教員による休講がなくても、授業の進度により、補講が行われることがあります。なお、補講日程については、事前に学生支援システムで案内します。

4. 悪天候等における授業・試験の取り扱いと対応

悪天候等に伴う交通機関の不通、特別警報等発令時における授業及び試験の取り扱いを以下のとおり定めます。

(1) オンライン対応、休講、試験休止等

次のいずれかの状況が発生した場合は、オンライン授業への切り替え、又は、休講（試験休止）とします。

- ① 金沢地方気象台から「加賀北部地域」に特別警報が発令された場合
＊「特別警報」とは、これまで経験したことがないような重大な危険が差し迫った異常な状況になると予想される場合に発令される警報であり、「特別警報」が発令された場合は、避難情報等に従いただちに命を守る行動をとること。
- ② 北陸鉄道バスが全面不通の場合
- ③ その他、休講及び試験を休止することが適切であると学長が認めた場合

(2) 休講の解除及び試験休止の解除

警報解除又は運転再開の時刻	授業及び試験の取り扱い
午前 7時00分まで	1 時限から実施
午前11時00分まで	3 時限から実施
午前11時01分以降	終日休講又は休止

(3) 決定・周知方法

学生及び教職員への周知方法は、ホームページ、学生支援システムを利用したメール配信を行います。

(4) その他

- ① 休講となった場合は、補講を実施します。なお、終日休講となった場合は、授業予備日等を授業代替日として実施します。
- ② 試験休止となった場合は、原則、試験最終日の翌日を試験代替日として実施します。
- ③ 学外の実習等の場合は、各実習先又は実習担当教員の指示に従うものとします。
- ④ 学生の居住地域に係わる交通機関の不通及び警報発令等については、自身の判断で安全確保に努めてください。
- ⑤ 欠席については、事由を証明する書類を持参の上、公欠期間終了後、原則3日以内（土・日・祝日を除く。）に薬学学務課又は教務課にて、公欠の手続きを行ってください。定期試験を欠席した場合は、試験実施日を含めて7日以内（応当日（7日目）が休日の場合は、翌業務日まで。）に追試験の手続きを行ってください。

IV 試験・成績

1. 試験制度

(1) 定期試験

本学部では、各学期末の定められた期間に定期試験が実施されます。定期試験については、事前に実施する科目、試験時間、教室等が掲示で案内されますので、受験前に必ず確認してください。

(2) 追試験

定期試験を病気、事故、忌引等、次に示す事由により受験できなかった学生に対しては、本人の願い出に基づき、追試験を行うことがありますので、当該科目的試験日を含め7日以内に追試験願（病気の場合には医師の診断書、その他の場合も証明書等を添付すること）を提出してください。（応当日（7日目）が休日の場合は、翌業務日までとします。）

1) 病気により欠席した者（診断書）

2) 3親等以内の親族の忌引により欠席した者（葬儀案内書等）

親族が死亡したときは、次の期間を忌引扱いとすることができます。

（1親等）父母、子 7日

（2親等）祖父母、兄弟姉妹 3日

（3親等）伯叔父母 1日

*配偶者は10日間となります。

いずれも葬儀の日及び往復の日数を含む。

3) 被害者、加害者にかかわらず、交通事故により欠席した者（事故証明書）

4) 天災、事故等の原因による公共交通機関の遅れにより欠席した者（遅延証明書）

5) 就職試験、大学院入学試験を受験するために、事前に証明する書類を提出のうえ、欠席した者（試験通知書、受験票等）

6) その他、正当な理由で欠席したと認められる者

(3) 試験受験上の注意

受験に際しては、監督教員の指示によるほか、次の事項を守らなければなりません。

1) 試験を受験する際は必ず学生証を持参し、試験開始時に、机の上に写真欄を表にしておくこと。また、追再試験・最終試験の場合は受験承認証をそれに添えること。

2) 試験開始5分前までに入室し、指定された座席に着席すること。また、試験開始後15分を超えて遅刻した場合は受験出来ないので注意すること。

3) 試験終了後は、監督員の指示があるまで退室しないこと。時間中に答案を書き終えた者は、挙手のうえ監督員の許可を得て退室すること。ただし、試験開始後20分間及び試験終了前5分間は退室できません。また、一旦中途退室すると、再入室はできません。

4) 携帯電話等の電源は必ずOFFにし、かばんに納めること。

(4) 不正行為

【試験中の不正行為】

1) 試験監督員の指示・注意に従わない行為及び試験監督員の業務を妨害する行為

2) 身代わり受験をする行為あるいは身代わり受験をさせる行為

3) 持ち込み許可を受けない書籍、ノート、情報機器等の利用

- 4) 持ち込み許可を得た書籍やノート等の貸借
- 5) 紙片、筆記用具、机等にあらかじめ書き込んだものの利用
- 6) 答案用紙、下書用紙等配布された用紙以外の用紙の利用
- 7) 答案用紙のすり替えや交換
- 8) 他人の答案をみるとあるいは自分の答案を他人に見せること
- 9) 試験場の内外を問わず、会話、電話、メール、符号等を利用した情報交換
- 10) 許可のない物品の貸借
- 11) 試験監督員の指示に反する行為

以上の試験における不正行為を行った者に対する懲戒手続は、「北陸大学学生懲戒規程」に従って行われ、当該学期のすべての履修登録科目の成績評価をF2（受験停止）とし、前後期を通して開講される科目の成績については、学部で定めます。

【試験以外の不正行為】

- 1) 授業の中で行われる確認テスト等における【試験中の不正行為】と同様の行為
- 2) レポート等の提出において、web上にある他人の文章等を提出する行為
- 3) レポート等の提出において、他人の書いたものを提出する行為
- 4) 授業に出席すべき者が、自ら授業時間全てに出席せず、出席と見せかける行為
- 5) 授業に出席しない者が、他人に学生証を渡し、カードリーダーに通させ、出席と見せかける行為
- 6) 授業に出席しない者が、出席カード等の出席確認の書類に、他人に自分の氏名や学籍番号を書かせ、出席と見せかける行為

以上の試験以外における不正行為を行った者、また行為を引き受けた者も不正行為とみなされ、当該授業への出席が制限されたり、当該授業の成績が著しく低く評価されたりすることがあります。なお、重ねて行った者や悪質である場合、「北陸大学学生懲戒規程」に従って懲戒手続きが行われます。

2. 成績（成績評価・GPA・成績疑義照会制度・成績通知）

(1) 成績評価

各科目の成績は、100点満点で次のような評価で表示されます。60点以上を合格とし、合格科目は単位が認定されます。ただし、追試験は90点を最高点とします。

判定	成績評価	成績評価基準	
合格	S (秀)	90点～100点	科目の目標を大きく上回って達成できていることを表します。
	A (優)	80点～ 89点	科目の目標を上回って達成できていることを表します。
	B (良)	70点～ 79点	科目の目標を達成できていることを表します。
	C (可)	60点～ 69点	最低限の科目の目標を達成できていることを表します。
不合格	F (不可)	59点以下	科目の目標を達成できていないことを表します。
	F1 (試験欠席)	試験の欠席により、不合格となったことを表します。	
	F2 (受験停止)	授業欠席過多等により、不合格になったことを表します。	
対象外	T C (認定)	他大学等での履修により修得した単位であることを表します。	
	R (合格認定)	資格取得等により認定された単位、もしくは、学部において点数による評価を行わず、合格又は不合格による判定を行うと定めた科目（合否判定科目）で合格と認定された単位であることを表します。	

【GPA制度】

GPA (Grade Point Average) は、学生一人ひとりが学修成果を総合的、かつ客観的に確認できる指標となり、今後の勉学意欲をより一層高めることにもつながります。また、学生一人ひとりに対し、効果的かつ適切な指導を行うための資料や奨学金、大学院推薦の選考資料等としても利用します。各学期のGPAが3学期連続して1.0未満の場合、退学勧告を受けることがあります。

GPAの計算方法は、各履修科目の成績評価 (S・A・B・C・F) をそれぞれ数値化し、その数値化した評点に単位数を乗じた総評点を履修登録科目の総単位数で割って算出します。

・成績評価とグレードポイント

成績評価	ポイント
S (秀)	4
A (優)	3
B (良)	2
C (可)	1
F (不可)	
F1 (試験欠席)	0
F2 (受験停止)	

※「T C (認定)」及び「R (合格認定)」並びに卒業要件に算入されない科目については、算出の対象とはなりません。

・GPAの算出方法

$$GPA = \frac{(S\text{の単位数} \times 4) + (A\text{の単位数} \times 3) + (B\text{の単位数} \times 2) + (C\text{の単位数} \times 1) + (F\text{の単位数} \times 0)}{\text{履修登録科目の総単位数}}$$

例)	履修科目	単位数	評価	ポイント
	PBL 入門	2単位	S	8
	自然科学概論	2単位	A	6
	スポーツ I	1単位	B	2
	社会学	2単位	C	2
	日本史	2単位	F	0

上記の計算式にあてはめるとGPAは2 (18ポイント ÷ 9単位) になります。

F (不可)、F1 (試験欠席)、F2 (受験停止) の科目の単位 (ポイント) も含まれますので、履修登録する際には、シラバスをよく読み、十分授業内容を検討してから登録してください。

(2) 成績疑義照会

【成績疑義照会制度】

成績疑義照会制度は、科目の成績評価に関して疑義が生じた場合、定められた期間内に学生が「成績疑義照会願」により照会を求め、疑義内容を精査の上、妥当と判断された場合に成績評価を訂正するための制度です。

【成績疑義照会の流れ】

科目的成績評価に関して疑義が生じた場合、「成績疑義照会願」を成績発表後7日以内に教務課窓口に提出してください（「成績発表後7日以内」とは、「学生支援システム」による成績発表日を算入せず、翌日から起算して7日以内とします。応当日が休日の場合は、翌業務日までとします。なお、各学期の成績疑義照会期間は、その都度、通知します）。

疑義内容に応じて、当該授業担当教員あるいは教務課が確認し、疑義内容が妥当と判断された場合には成績評価が訂正されます。また、申出学生には、教務課を通じて、文書で回答を配付します。

【成績疑義照会対象事項】

成績疑義照会は、以下に該当する事項について照会を受け付けるもので、授業担当教員に対して、成績評価の再考・変更を求めたり、評価内容に関する不満を訴えたりするものではありません。

・ 疑義照会対象事項

- 1) 定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出したにもかかわらず、成績評価が記載されていない場合
- 2) 定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出し、成績評価で合格基準を満たしている具体的な根拠があるにもかかわらず、「F」評価となった場合
- 3) 成績評価で合格基準を満たしていないにもかかわらず、「C」以上の評価が記入されている場合

【成績疑義照会に際しての注意事項】

- 1) 成績疑義照会制度は、科目の成績評価に関する疑義を受け付けるものであり、定期試験等、個別の試験やレポート等の成績に関する疑義を受け付けるものではありません。個別の試験等結果に関して疑義照会を受ける場合は、その都度受付期間等を通知します。
- 2) 成績疑義照会に際しては、シラバスに記載の「成績評価の基準・方法」をよく確認してから願い出てください。
- 3) 照会期間以外の疑義受付は認められませんので、必ず定められた期間内に成績確認を行ってください。
- 4) 申請は、本人が教務課窓口で行うものとし、「代理申請」は認めません。
- 5) 評価内容に関する不満等については、「疑義照会願」を受け付けません。

(3) 成績通知

前期・後期の定期試験結果については、学生支援システム（成績照会）により発表しています。また、定期試験、再試験（最終試験）を含んだ総合成績は、「成績通知書」で保証人宛に送付するとともに学生支援システム（成績照会）により発表しています。

V 進級・卒業

1. 進級・卒業要件

(1) 進級基準（両学科共通）

2年次から3年次への進級は、2年次終了時の累積GPA 1.0以上とします。ただし、2年次留年生については、累積修得単位数50単位以上とします。

※GPAについては、P39に詳しく説明があります。

(2) 卒業要件

卒業するためには、各年次を経て4年以上（最長8年まで）在学し、次の各科目区分における必要単位数を満たしたうえ、124単位以上を修得しなければなりません。

国際コミュニケーション学科		
一般教育科目	教養科目	7 単位以上（必修3単位含む）
	心理社会科目	
	キャリア科目	4 単位以上（必修2単位含む）
専門教育科目	語学科目	40 単位以上（必修20単位含む）
	言語理解科目	
	文化理解科目	44 単位以上（必修2単位含む）
	国際理解科目	
専門演習科目	専門演習科目	16 単位 ※海外留学A～Dを修得した当該学期中の専門演習科目の単位修得は免除する。
	海外留学科目	※海外留学A～Dを修得した場合は当該学期中の専門演習科目の単位取得を免除し、修得した単位は卒業要件修得単位数に算入することができる。
合計 124 単位以上		

心理社会学科		
総合教育科目	必修科目 4 単位 選択科目 16 単位以上	計 20 単位以上
専門教育科目	必修科目 24 単位 選択科目 共通領域及び展開応用科目 58 単位以上 現代社会科目 22 単位以上	計 104 单位以上
合計 124 単位以上		

VI 学籍

1. 休学

病気その他やむを得ない理由で、引き続き3ヵ月以上欠席しなければならないときは、休学することができます。休学しようとする場合には、その理由を明記した所定の願書を提出し（病気の場合は医師の診断書を添付）、許可を得なければなりません。引き続き休学できる期間は1年以内です。ただし、特別な理由がある場合に限り1年を限度として、休学期間の延長を認めることができます。休学期間が過ぎても復学できない場合は改めて休学の手続きをとらなければなりません（休学期間は通算4年を超えることはできません）。

休学期間中の学生は試験を受ける資格がなく、したがって単位は認定されません。

2. 復学

休学期間が終了した場合、あるいは休学中であっても休学の理由がなくなった場合は、直ちに所定の「復学願」を提出し、許可を得なければなりません。この場合、病気で休学した者は修学に堪え得ることの医師の診断書が必要です。学期の途中で復学した場合、休学前と復学後の出席回数がその学期の授業回数3分の2以上ないと定期試験や追再試験を受験する資格はありません。

3. 退学

退学する場合には、その理由を明記した所定の願書を提出し、許可を得なければなりません。

退学には2つの退学があります。

(1) 自主退学

退学しようとする学生は、必ず担任教員に相談のうえ、その理由を記載した所定の「退学願」を教務課に提出し、学長の許可を得なければなりません。なお、退学を願い出る場合は、その学期の授業料等の学費が完納されていなければなりません。

(2) 退学を命じられる場合

- 1) 在学期間が学則第14条に規定する8年を超えた場合
- 2) 1回の休学期間が2年を超えた場合、または通算の休学期間が4年を超えた場合
- 3) 授業料等の学費が指定期日までに納入されなかった場合
- 4) 長期間にわたり行方不明になった場合

4. 転学部

本学の他学部に異動する制度として、転学部があります。転学部の詳細については別途通知します。

VII 留学

1. 留学制度

本学部では、地域社会と産業のグローバル化に貢献し、世界と地域をつなぐ語学力と国際感覚を持ったグローバル人材の養成を目指す教育の一環として、1ヵ月程度の海外研修、1週間から2週間程度のグローバルプログラム（短期海外研修）、1ヵ月間の海外語学研修、セメスター留学、長期留学など様々な形で海外経験が可能となる研修の機会が設けられています。また、各種研修・留学に参加し、要件を満たした学生には「海外研修（1単位）」、「短期海外研修（1単位）」、「海外語学研修（2単位）」、「海外留学（6単位）」が認定されます。

(1) 留学の種類

1) 海外研修

- ・研修先：中国・アメリカ
- ・認定対象科目：海外研修（1単位）
3週間程度の研修を夏季または春季休業期間中に実施します。

2) グローバルプログラム、平成遣中使

- ・研修先：中国、韓国、カンボジアなど
- ・認定対象科目：短期海外研修（1単位）
1週間から3週間程度の研修を夏季または春季休業期間中に実施します。

3) 海外語学研修

- ・留学先：アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、中国
- ・認定対象科目：海外語学研修（2単位）
約1ヵ月間の留学を夏季または春季休業期間中に実施します。

4) セメスター留学

- ・留学先：アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、中国、マレーシア
- ・認定対象科目：海外留学（6単位）
約6ヵ月間の留学を前期または後期の学期期間中に実施します。

5) 長期留学

- ・留学先：アメリカ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、中国
- ・認定対象科目：海外留学（6単位）
約1年間の留学を学年及び学期を問わず実施します。

(2) 留学形態

1) 派遣留学

派遣留学とは、本学が指定する大学などに学生を派遣する場合を言います。留学期間は修業年限に算入され、所定の手続きを経たうえ、修得単位の認定も行われますので、4年間で卒業することが可能です。

2) 認定留学

認定留学とは、学生自らが選定した大学などに留学する場合を言います。留学期間は修業年限に算入され、所定の手続きを経たうえ、修得単位の認定も行われますので、4年間で卒業することが可能です。

3) 休学留学

休学留学とは、学生が休学して、学生自ら選定した大学などに留学する場合を言います。留学期間は修業年限に算入されませんが、所定の手続きを経たうえ、修得単位は認定されます。ただし、この留学の場合は、4年間で卒業することはできません。

VIII 資格取得等

1. 教職課程（国際コミュニケーション学科生のみ）

本学科では、中学校及び高等学校の教員を志望する学生のために、以下の教職課程が設けられています。卒業に必要な単位を修得するとともに、教職課程において「教職に関する科目」などの所定の単位を修得した学生は、教育職員免許法によって教員免許状が取得できます。ただし、計画的に単位を修得しなければ免許状の授与資格を得ることができませんので、注意してください。

* 心理社会学科生が教員免許状の取得を希望する場合は教務課へお問い合わせください。

【取得できる教員免許】

- ・中学校一種免許（英語）
- ・高等学校一種免許（英語）

【学則 第57条（教職課程）別表3】

＜教育の基礎的理解に関する科目等＞

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開講授業科目		備考
科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	<input type="radio"/> 教育学概論	2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)	<input type="radio"/> 教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	<input type="radio"/> 教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	<input type="radio"/> 教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童、児童及び生徒に対する理解	<input type="radio"/> 特別支援教育	1	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	<input type="radio"/> 教育課程論	2	
等指導法及び総合的な学習の生徒指導の時間相談の教科	道徳の理論及び指導法	道徳教育論	2	中免のみ必修
	総合的な学習の時間の指導法	<input type="radio"/> 特別活動と総合的な学習の時間	2	
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術	<input type="radio"/> 教育方法論 (情報通信技術を活用した教育の理論及び方法)	2	
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
	生徒指導の理論及び方法	<input type="radio"/> 生徒・進路指導論	2	
関教育する実践科目に	進路指導の理論及び方法			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	<input type="radio"/> 教育相談	2	
	教育実習	<input type="radio"/> 教育実習事前事後指導 <input type="radio"/> 教育実習Ⅰ <input type="radio"/> 教育実習Ⅱ	1 2 2	中免のみ必修
	教職実践演習	<input type="radio"/> 教職実践演習(中・高)	2	

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

<教科及び教科の指導法に関する科目>

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考
	授業科目	単位数	
英語学	<input type="radio"/> 英語学概論 <input type="radio"/> 言語学入門 <input type="radio"/> 音声学 <input type="radio"/> Basic Grammar I <input type="radio"/> Basic Grammar II <input type="radio"/> Advanced Grammar I <input type="radio"/> Advanced Grammar II	2 2 2 1 1 1 1	
英語文学	<input type="radio"/> 英米文学史	2	
英語コミュニケーション	<input type="radio"/> Basic Reading I <input type="radio"/> Basic Reading II <input type="radio"/> Advanced Reading I <input type="radio"/> Advanced Reading II <input type="radio"/> Basic Writing I <input type="radio"/> Basic Writing II <input type="radio"/> Advanced Writing I <input type="radio"/> Advanced Writing II <input type="radio"/> Practical Communication I <input type="radio"/> Practical Communication II	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
異文化理解	<input type="radio"/> 英語圏の文化と社会 <input type="radio"/> 現代アメリカ論	2 2	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	<input type="radio"/> 英語科教育法 I <input type="radio"/> 英語科教育法 II <input type="radio"/> 英語科教育法 III <input type="radio"/> 英語科教育法 IV	2 2 2 2	

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

<教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目>

免許法施行規則に定める科目	左記に対応する開講授業科目		備考
	授業科目	単位数	
日本国憲法	<input type="radio"/> 日本国憲法	2	
体育	<input type="radio"/> スポーツ I <input type="radio"/> スポーツ II <input type="radio"/> スポーツ科学	1 1 2	これら3科目より 2科目必修
外国語コミュニケーション	<input type="radio"/> Basic Speaking I <input type="radio"/> Basic Speaking II <input type="radio"/> Advanced Speaking I <input type="radio"/> Advanced Speaking II	1 1 1 1	これら4科目より 2科目必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	<input type="radio"/> 情報リテラシー	2	

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

2. 認定心理士、認定心理士（心理調査）（心理社会学科生のみ）

認定心理師は、公益社団法人日本心理学会が心理学の専門家として仕事をするために必要な、最小限の標準的基礎学力と技術を修得していることを認定した者に与えられる資格です。また、認定心理士（心理調査）は、同じく日本心理学会が心理調査に関連する専門科目を履修した認定心理士であることを認定した者に与えられる資格です。

資格認定については、日本心理学会のホームページを確認するとともに、心理社会学科担当教員に確認してください。

*日本心理学会『認定心理士』ホームページ：<https://psych.or.jp/qualification/>

〈認定心理士（心理調査）関連科目〉

領域	本学における開講科目			備考
	科目名	単位数	主題	
1) 概論 心理調査概論・心理調査法	心理調査概論	2	基本	2 単位以上 (副次主題科目は 1 単位のみ認めら れる)
	社会調査法 I (データ解析 I)	2	副次	
	社会調査論	2	副次	
	心理学研究法	2	基本	
2) 統計 心理学統計	心理学統計法	2	基本	2 単位以上
	心理社会データ解析	2	基本	
	社会調査法 II (データ解析 II)	2	副次	
3) 実践 発展／展開研究（実習）	社会心理学調査演習 I	2	基本	6 単位以上
	社会心理学調査演習 II	2	基本	
	卒業研究 I	2	基本	
	卒業研究 II	2	基本	

3. 社会調査士（心理社会学科生のみ）

社会調査士は、一般社団法人社会調査協会が社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等をとらえることができる能力を修得していることを認定した者に与えられる資格です。

資格認定については、社会調査協会のホームページを確認するとともに、心理社会学科担当教員に確認してください。

* 社会調査協会ホームページ：http://jasr.or.jp/for_students/what_sr/

(1) 資格認定

資格制度に参加している大学において定められた単位を修得したうえ、卒業時に取得可能となります。また、在学中にも「社会調査士（キャンディディート）」を発行してもうことが可能です。

(2) 審査・認定料

【有効期限内の社会調査士（キャンディディート）を取得済みの場合】

5,500円

【それ以外の場合】

16,500円

(3) 社会調査士資格取得科目

社会調査士資格の取得に必要な科目については、国際コミュニケーション学部履修細則第8条別表3に記した科目の修得が必要となります。

【履修細則第8条（資格）別表3】

〈社会調査士関連科目〉

科目	本学における開講科目		
	科目名	単位	配当年次
A：社会調査の基本的事項に関する科目	社会調査論	2	1
B：調査設計と実施方法に関する科目	社会調査法Ⅰ（データ解析Ⅰ）	2	2
C：基本的な資料とデータの分析に関する科目	社会調査法Ⅱ（データ解析Ⅱ）	2	2
D：社会調査に必要な統計学に関する科目	心理学統計法	2	1
E：多変量解析の方法に関する科目	心理社会データ解析	2	3
F：質的な調査と分析の方法に関する科目	質的研究法	2	2
G：社会調査を実際に経験し学習する科目	社会心理学調査演習Ⅰ	2	3
	社会心理学調査演習Ⅱ	2	3

4. 公認心理師（心理社会学科生のみ）

公認心理師は、国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的として、2017年に法律が施行された心理学系の新たな資格であり、唯一の国家資格です。

公認心理師の業務は、保健医療、福祉、教育、その他の分野において、心理学に関する専門的知識・技術をもって次のような行為を行います。

- 1) 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 2) 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 3) 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。
- 4) 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

(1) 公認心理師国家試験受験資格

公認心理師国家試験受験資格を得るためにには、大学において心理学に関する必要な科目的単位を修得し、その後大学院において必要な科目的単位を修得するか、または大学卒業後、特定の期間及び施設において実務経験を積むことが必要となります。

(2) 公認心理師国家試験受験資格取得科目

公認心理師国家試験受験資格の取得に必要な科目については、国際コミュニケーション学部履修細則第8条別表3に記した全ての科目的単位修得が必要となります。

なお、「心理演習（3年次開講）」及び「心理実習（4年次開講）」の受講には、次の要件を満たす必要があります。

また、「心理演習」及び「心理実習」の履修にあたり、それぞれ履修費が必要となります。

【受講要件】

1) 心理演習

3年次前期までに開講される公認心理師対応科目的単位を全て修得済みであること、3年次後期に開講される同科目を履修していること。

2) 心理実習

3年次終了までに開講される公認心理師対応科目的単位を全て修得済みであること。

【履修費】

	心理演習	心理実習
履修費	10,000 円	30,000 円
納入時期	3 年次後期履修開始時	4 年次前期履修開始時

【履修細則第8条（資格）別表3】

〈公認心理師関連科目〉

領域	科目名	単位数	配当年次
共通	心理学概論 I	2	1
	心理学統計法	2	1
	心理学研究法	2	1
	心理学実験 I	2	2
社会・産業心理学	社会・集団・家族心理学	2	2
	産業・組織心理学	2	3
臨床心理学	人体の構造と機能及び疾病	2	1
	臨床心理学概論	2	1
	公認心理師の職責	2	2
	心理学的支援法	2	2
	障害者・障害児心理学	2	2
	心理的アセスメント	2	2
	健康・医療心理学	2	3
	精神疾患とその治療	2	3
	関係行政論	2	3
	福祉心理学	2	3
	司法・犯罪心理学	2	3
	心理演習	2	3
教育・発達心理学	心理実習	2	4
	発達心理学	2	1
認知・神経科学	教育・学校心理学	2	3
	知覚・認知心理学	2	2
	感情・人格心理学	2	2
	学習・言語心理学	2	2
	神経・生理心理学	2	2

5. 語学検定試験

語学検定試験は、語学力を客観的に確認する絶好の機会となり、検定試験での合格またはスコアの達成を目標として学修することは、語学力の向上を目指すうえで重要な役割を果たします。

国際コミュニケーション学科では、英語を主として学修する学生にはTOEIC 750点以上、中国語を主として学修する学生にはHSK 6級または中国語検定（中検）準1級以上を卒業時の語学到達目標として設定しています。

また、語学検定試験での合格は、就職活動時において、非常に有効な資格となりますので、しっかり受験計画を立て、目標を達成できるよう積極的に挑戦してください。

【英語関係検定試験】

検定試験名称	実施時期	試験内容
TOEIC Listening&Reading test	年8回	TOEIC (Test of English International Communication) は、英語によるコミュニケーション能力を10点～990点のスコアで評価します。 ※学内でIPテスト（団体受験）を実施します。
		URL https://www.iibc-global.org/toeic.html
TOEFL	下記URL 参照	TOEFL (Test of English as a Foreign Language) は、英語を母国語としない人々の英語力をスコアで評価します。英語圏の大学へ留学する際は、TOEFLのスコアが要求されます。
		URL https://www.toefl-ibt.jp/
実用英語技能検定 (英検)	1次：6・10・1月 2次：7・11・2月	聞く・話す・読む・書く」の4技能を総合的に確認するテストで、1次試験は筆記試験とリスニング、2次試験は面接により級別に合否が判定されます。
		URL https://www.eiken.or.jp/

【中国語関係検定試験】

検定試験名称	実施時期	試験内容
HSK	7・12・3月	HSK（「漢語水平考試」(Hanyu Shuiping Kaoshi)）は、中国語を母国語としない中国語学習者の中国語能力を確認するテストで、得点に応じた等級が認定されます。中国の大学（学部）へ留学する際には、HSKの取得が必要です。 ※年3回本学で受験できます。
		URL http://www.hskj.jp/
中国語検定試験 (中検)	6・11・3月	筆記試験とヒアリングにより総合的な中国語能力を確認するテストで、級別に合否が判定されます。
		URL http://www.chukeng.gr.jp/

【日本語関係検定試験】

検定試験名称	実施時期	試験内容
日本語能力試験	7・12月	日本語を母国語しない日本語学習者の日本語能力を確認する試験で、級別に合否が判定されます。
		URL https://www.jlpt.jp/

* 試験の詳細及び最新情報は、各ホームページ等で確認してください。

6. 語学検定試験による単位認定

在学中に次の語学資格検定試験を受験し、合格または達成した場合、学則第12条及び履修細則第7条により、本学において修得した単位として認定します。検定試験の種類、基準及び認定単位等については次のとおりです。なお、単位の認定方法は、原則として一括認定とします。

【履修細則第7条（単位認定の特例）別表2】

〈国際コミュニケーション学科〉

大学外学修	対象授業科目	認定単位数
実用英語技能検定1級 TOEIC (IP) 900点以上 TOFELiBT 90点以上	語学科目（英語）	左記の科目のうち、4単位を限度に認定。
実用英語技能検定準1級 TOEIC (IP) 860点以上 TOFELiBT 85点以上	同上	左記の科目のうち、3単位を限度に認定。
TOEIC (IP) 730点以上 TOFELiBT 70点以上	同上	左記の科目のうち、2単位を限度に認定。
TOEIC (IP) 600点以上 TOFELiBT 55点以上	同上	左記の科目のうち、1単位を限度に認定。

大学外学修	対象授業科目	認定単位数
HSK 6級 180点以上 中国語検定試験準1級 120点以上 (不合格を含む)	語学科目（中国語）	左記の科目のうち、4単位を限度に認定。
HSK 5級 240点以上 中国語検定2級	同上	左記の科目のうち、3単位を限度に認定。
HSK 5級 180点以上 中国語検定試験3級	同上	左記の科目のうち、2単位を限度に認定。
HSK 4級 中国語検定試験4級 (160点以上)	同上	左記の科目のうち、1単位を限度に認定。

大学外学修	対象授業科目	認定単位数
日本語能力試験N1	語学科目（日本語）	左記の科目のうち、4単位を限度に認定。

*全ての大学外学修について、本学入学後の取得を認定の対象とする。

〈心理社会学科〉

大学外学修	対象授業科目	認定単位数
実用英語技能検定準1級 TOEIC (IP) 750点以上 TOFELiBT80点以上	外国語科目（英語）	左記の科目のうち、4単位を限度に認定。
TOEIC (IP) 600点以上 TOFELiBT68点以上	同上	左記の科目のうち、2単位を限度に認定。
HSK 4級 中国語検定試験3級	外国語科目（中国語）	左記の科目のうち、1単位を限度に認定。

*全ての大学外学修について、本学入学後の取得を認定の対象とする。

【単位認定申請する際の注意事項】

- ・全ての語学検定試験基準について、本学入学後の取得を認定の対象とする。
- ・全ての語学検定試験基準について、母語以外を認定の対象とする。
- ・いずれも、あくまで上限であり、かつ本人の申請にもとづくものとします。
- ・上限の単位数を分割して認定できません。
- ・在籍学年より上級の科目への適応は、原則認めません。
- ・各区分につき、1回の申請とします。
(各区分での認定単位数は総数表示であり、積み上げ合算するもではありません。)
- ・2回目以降の申請は上位区分のみとし、認定済単位数との差分が認定されます。
- ・単位認定申請は年1回(4月)です(ただし、4年次生を除く)。
- ・その他の英語、中国語、日本語に関する資格試験を取得した場合は、個別に審査してうえで、単位認定の特例を適用する場合があります。

IX. 諸規程

北陸大学履修規程

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、北陸大学学則（以下「学則」という。）第5章の施行のために、学科課程及び履修方法に関する必要な事項を定め、学生が自らの学修成果を高めるとともに効果的な履修を図ることを目的とする。

(履修)

第2条 学生は、学則及びこの規程により学科課程を履修する。

第 2 章 開 講

(開講科目)

第3条 開設する授業科目の配当年次及び単位数は、学部でこれを定める。

- 2 学長は、授業科目の開講年次及び開講学期の一時的な変更、授業科目及び単位数の一時的な分割等を、当該学部教授会（以下「学部会」という。）の議を経て、行うことができる。
- 3 各年度の開講授業科目は、授業時間割により通知する。

第 3 章 履修の通則

(履修年次)

第4条 学生は、所属学科の所属年次に配当された授業科目を履修する。

(履修手続き)

第5条 学生は、各学期の指定する期日までに、履修する授業科目について、履修登録を行わなければならぬ。

(履修登録単位の制限)

第6条 各年次で履修できる単位数の上限は、学部でこれを定める。

(出席)

第7条 学生は、履修登録科目の単位認定を受けるためには、当該授業科目の授業回数の3分の2以上に出席しなければならない。

- 2 公認欠席及び学校保健安全法に基づく出席停止（以下「公欠等」という。）の取扱いについては、別に定める。
- 3 通年開講科目的授業時間数は、前期及び後期合算で計算するものとする。ただし、授業担当者が、あらかじめ学期の初めに学期ごとに計算することを指示した場合は、その指示に従うものとする。

第 4 章 履修の特例

(履修学科等の特例)

第8条 学生は、届け出等の諸手続きを経たうえで、他学部・他学科及び学部・学科に準ずる学内組織並びに大学コンソーシアム石川で開講されている科目を履修することができる。この場合、自由科目（進級、

卒業及び課程履修に必要な単位とはならない科目)として取り扱う。ただし、学長が認めた場合、学則第10条に定める修得すべき単位(以下「卒業単位」という。)に読み替えることができる。

(履修年次の特例)

第9条 学生は、学部長がその必要性を認めた場合に限り、所属年次より上の年次の授業科目を履修することができる。

(履修科目の特例)

第10条 学生は、学部長が履修を指定した授業科目については、履修しなければならない。

第 5 章 成績評価

(成績評価)

第11条 成績は、第15条に定める試験及び平素の評価によるものとし、平素の評価は、次に掲げる各号によって行うものとする。

(1) 受講・学習態度

(2) 課題・レポート等の提出

(3) その他、授業担当者が、シラバスで指示した事項

2 前項の各事項の成績評価に占める割合は、シラバスに明記する。

(評価基準)

第12条 成績は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

2 追試験を受験した場合の最高点は90点、再試験を受験した場合の最高点は69点とする。

3 前項の規定にかかわらず、公欠等により定期試験を受験できずに追試験を受験した場合の最高点は100点とする。

4 成績評価は、下表の評価基準にしたがって、これを行い、それぞれの評語をもって表示する

評価基準	学修到達度	評語	判定
科目的目標を大きく上回って達成できている	90点～100点	S (秀)	合格
科目的目標を上回って達成できている	80点～89点	A (優)	合格
科目的目標を達成できている	70点～79点	B (良)	合格
最低限の科目的目標を達成できている	60点～69点	C (可)	合格
科目的目標を達成できていない	59点以下	F (不可)	不合格
試験欠席	-	F1(試験欠席)	不合格
授業の欠席過多等	-	F2(受験停止)	不合格

5 成績評価に関し疑義がある場合、当該授業科目を履修した学生は、疑義を申し出ることができる。疑義照会の手続き等については、別に定める。

6 学則第12条に定める他の大学等での履修により修得した単位及び学則第12条の3第1項に定める入学前の既修得単位を本学の単位として認定した授業科目については、成績評価は行わず、単位のみの認定とし、TC(Transferred Credit)と表示する。

7 学則第12条の2に定める大学以外の教育施設等における学修及び学則第12条の3第2項に定める入学前の大学以外の教育施設等における学修により認定した授業科目、学部において点数による評価を行わず、合格又は不合格による判定を行うと定めた科目(合否判定科目)については、単位のみの認定とし、R(合格認定)と表示する。

8 第4項による成績評価に基づく学業結果を総合的に判断する指標として、Grade Point Average(以下「GPA」という。)制度を採用する。

9 前項に定めるGPAは、次のとおりとし、各授業科目の評点にその単位数を乗じた積の合計を登録科目の総単位数で除して算出する。ただし、第6項及び第7項に定める科目並びに卒業単位に算入されない科目は算出対象科目としない。

- (1) S (秀) は、4 ポイントとする。
- (2) A (優) は、3 ポイントとする。
- (3) B (良) は、2 ポイントとする。
- (4) C (可) は、1 ポイントとする。
- (5) F (不可)、F1 (試験欠席)、F2 (受験停止) は、0 ポイントとする。

10 不正行為を行った者に対する成績評価等の取扱いについては、別に定める。

(退学勧告)

第13条 病気その他やむを得ない事情がないにもかかわらず、学期のGPAが3学期連続して1.0未満であり、改善の見込みがないと判断される者に対し、学部長は退学を勧告することができる。

(成績評価の特例)

第14条 留年生に限り、既に単位を修得した科目的履修登録を行い、改めて成績評価を受けることができる。

2 前項による成績評価において、前の評価より上位の評価を得た場合に限り、後の評価を採用するものとする。

第 6 章 試 験

(試験の種類)

第15条 試験の種類には、平常試験、定期試験、追試験、再試験及び最終試験のほか、学部で定める試験がある。

(平常試験)

第16条 平常試験は、授業担当者が当該授業科目について、主として平常の授業時間又はその前後に随時行う確認試験及び中間試験等をいう。

(定期試験)

第17条 定期試験は、授業終了後に期日を定めて行う試験をいう。

2 定期試験の時間割等については、あらかじめ通知する。

(追試験)

第18条 追試験は、公欠等、その他やむを得ない事由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。

2 追試験を受験する場合、学生は当該科目的試験実施日を含めて7日以内に追試験願（事由を証明する書類を添付）を提出し、所属学部の教務委員長の許可を受けなければならない。

3 追試験の日時については、その都度通知する。

4 追試験は前項に定められた日時1回限りとする。

(再試験)

第19条 再試験は、定期試験又は追試験を受験した結果、不合格と判定された者に対して行う試験をいう。

2 再試験対象科目等は、学部でこれを定める。

3 再試験の時間割等については、あらかじめ通知する。

4 再試験を受験する場合、所定の受験料を添えて、再試験願を提出しなければならない。

(最終試験)

第20条 最終試験は、再試験を受験した結果、不合格と判定された授業科目について行う試験をいう。

2 最終試験対象科目等は、学部でこれを定める。

- 3 最終試験の時間割等は、あらかじめ通知する。
- 4 最終試験を受験する場合、所定の受験料を添えて、最終試験願を提出しなければならない。
(公欠及び出席停止が試験時に生じた場合の取扱い)

第21条 北陸大学公認欠席等に関する細則に定める公欠事由及び出席停止が試験時に生じた場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 平常試験においては、当該学生に対し、授業担当者は不利にならないよう配慮する。
- (2) 定期試験においては、追試験を認める。
- (3) 追試験・再試験・最終試験においては、原則として追試験を認めない。

(受験資格)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 第5条に定める履修登録をしていない者
- (2) 第7条第1項に定める出席回数を満たしていない者
- (3) 試験時刻に所定の時間を超えて遅刻した者
- (4) 学生証を所持しない者
- (5) 学費、その他納入金を所定の期日までに完納していない者
- (6) 追試験・再試験等において、所定の受験手続きを完了していない者

第 7 章 単位認定

(単位の計算)

第23条 単位の計算は、学則第9条の定めにより、1単位の学修時間は授業時間及び自学自修時間（予習時間及び復習時間）を合わせて45時間とする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業時間及び30時間の自学自修時間を持って1単位とする。ただし、30時間の授業時間及び15時間の自学自修時間を持って1単位とすることがある。
- (2) 実験、実技及び実習については、45時間の授業時間をもって1単位とする。ただし、30時間の授業時間をもって1単位とすることがある。
- (3) 講義、演習、実験、実技及び実習のうち、2つ以上の方針の併用により行う授業科目については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準を考慮して1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価し、単位を与えることがある。

(単位認定の時期)

第24条 単位認定は、原則として、各学期末に行う。

2 前項の単位認定は、前期開講科目については前期末に、後期開講科目及び通年開講科目については後期末に行うことを原則とする。

第 8 章 進 級

(進級基準)

第25条 学部・学科により進級基準を設け、これを満たさない場合は、上級年次への進級を制限する。

2 進級基準は、学部でこれを定める。

第 9 章 留 学

(留学)

第26条 学生は、学則第12条第2項に基づき、外国の大学又は短期大学若しくはこれに準ずる教育機関（以下「大学等」という。）での授業科目を履修（以下「留学」という。）することができる。

(留学の形態)

第27条 留学の形態は、次の各号のとおりとする。

- (1) 派遣留学
- (2) 認定留学
- (3) 休学留学

2 派遣留学とは、本学が指定する大学等に学生を派遣する留学とし、留学期間を修業年限に算入のうえ、修得単位の認定を行う。

3 認定留学とは、学生が選定した大学等への留学とし、留学期間を修業年限に算入のうえ、修得単位の認定を行う。

4 休学留学とは、学生が休学のうえ、自らが選定した大学等への留学とし、修業年限には算入しないが、復学後に修得単位の認定を行うことができる。

(留学の単位認定)

第28条 前条の単位の認定は、学部会の議を経て、行うものとする。

第 10 章 補 則

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、学部に定めがある場合は、これに従うものとする。

第 11 章 規程の改廃

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

北陸大学国際コミュニケーション学部履修細則

(目的)

第1条 この細則は、北陸大学学則（以下「学則」という。）及び北陸大学履修規程に定めるもののほか、国際コミュニケーション学部学生（以下「学生」という。）の履修方法について定める。

(開講科目)

第2条 開設する授業科目の配当年次及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履修登録単位の制限)

第3条 各年次で履修できる単位数の上限は、42単位とする。ただし、自由科目は除く。

2 前項の規定にかかわらず、前年度GPA3.5以上の場合、登録単位数の上限を46単位とする。

(語学科目の履修)

第4条 国際コミュニケーション学科生は、英語科目及び中国語科目を履修することとする。ただし、学部長から日本語科目の履修を指定された学生は、英語科目又は中国語科目に代えて日本語科目を履修しなければならない。

2 国際コミュニケーション学科の留学生は、日本語科目を履修することとする。ただし、留学生の英語科目及び中国語科目の履修については、学部長が日本語科目に代えて英語科目及び中国語科目の履修を認めることができる。

3 日本語科目を履修する学生及び留学生については、英語科目又は中国語科目の卒業要件単位を日本語科目の単位で代えることができる。

(再試験対象科目等)

第5条 再試験は、原則として実施しない。

(進級基準)

第6条 2年次から3年次への進級は、2年次終了時の累積GPA1.0以上とする。ただし、2年次留年生については、累積修得単位数50単位以上とする。

(単位認定の特例)

第7条 学則第12条の2に基づき、本学における授業科目とみなす単位認定の特例は、別表2のとおりとする。

(資格)

第8条 心理社会学科において公認心理師試験受験資格及び認定心理士、認定心理士（心理調査）、社会調査士の資格を得ようとする者は、別表3に定める単位を修得しなければならない。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、2022年4月1日から施行する。

北陸大学公認欠席等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、北陸大学履修規程（以下「履修規程」という。）第7条第2項に基づき、北陸大学学生の公認欠席（以下「公欠」という。）及び学校保健安全法に基づく出席停止の取り扱い等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(公欠の定義)

第2条 公欠とは、第3条に定める事由に該当し、かつ第4条の手続きを行った者について、授業を欠席したものとして取り扱わないことをいう。

2 一授業科目について、公欠が認められる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1までを原則とする。

(公欠事由等)

第3条 公欠事由、公欠期間、証明書類は次表のとおりとする。

公欠事由	公欠期間	証明書類
公共交通機関の遅延	当該授業時間	当該交通機関の発行した遅延証明書等
忌引き	配偶者	10日間
	父母、子	7日間
	祖父母、兄弟姉妹	3日間
	伯叔父母	1日間
「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づき、裁判員としての任務を果たす場合	裁判所から指定された期間	証明となるもの
教育実習及び介護等体験	当該期間	不要
地域連携センター実施のボランティア活動	当該期間	地域連携センターの証明印
強化クラブの公式試合出場	当該期間	出場を証明する書類、出場者名簿及び学生課の証明印
災害	当該期間	罹災証明書等
その他、当該教務委員長が特段の事由として認めた場合	当該期間	事由を証明する書類

2 遠隔地の場合、その他特別な事由があると当該教務委員長が認めた場合、前項の日数に必要な日数を公欠期間に加えることができる。

(公欠の手続き)

第4条 公欠の取り扱いを受けようとする者は、事前若しくは公欠期間終了後、原則3日以内（土・日・祝日を除く。）に所定の公欠届に証明書類を添えて、当該教務担当部署に提出し、教務委員長の許可を得なければならない。

2 公欠が許可された場合、当該教務担当部署は授業担当教員に通知を行う。

(出席停止)

第5条 学生が学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患した場合、同第19条の規定に基づき、出席停止を命じることがある。

2 学生は、罹患後速やかに当該教務担当部署に電話連絡し、治癒後に公欠届に医師の診断書等（コピー可。出席停止期間が明記されたもの）を添えて提出するものとする。

3 出席停止の期間は、医師により治癒したと診断されるまでとし、必要に応じ、治癒証明書を求めることがある。

4 出席停止期間中の授業は、公欠扱いとする。

(公欠による授業の取り扱い)

第6条 授業担当者は、当該学生に対し、公欠期間中の学修効果を担保することができる方法で対応し、履修上不利にならないよう配慮するものとする。

(試験時の取り扱い)

第7条 第3条に定める公欠事由若しくは第5条に定める出席停止が履修規程第15条に定める試験時に生じた場合の取り扱いについては、履修規程でこれを定める。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この細則は、2022年4月1日から施行する。

北陸大学成績疑義照会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、北陸大学履修規程第12条第5項に基づき、科目の成績評価に関して疑義が生じた場合、学生が照会（以下、「成績疑義照会」という。）を求め、妥当と判断された場合に成績評価を訂正するための手続きについて、必要な事項を定める。

(成績疑義照会対象事項)

第2条 成績疑義照会の対象となる事項は、次のとおりとし、授業担当教員に対する不服申し立てや、定期試験等、個別の試験やレポート等の成績に関する疑義は不受理とする。ただし、個別の試験等結果について疑義照会を受け付ける場合は、その都度、受付期間等を掲示等により通知する。

- (1) 定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出したにもかかわらず、成績評価が記載されていない場合。
- (2) 定期・再試験等を受験あるいはレポート等の課題を提出し、成績評価で合格基準を満たしている具体的な根拠があるにもかかわらず、「F」評価となった場合。
- (3) 成績評価で合格基準を満たしていないにもかかわらず、「C」以上の評価が記載されている場合。

(成績疑義照会手続き)

第3条 学生は、科目の成績評価に関して疑義が生じた場合、所定の「成績疑義照会願」を成績発表後7日以内に当該教務担当部署に提出する。成績発表後7日以内とは、「学生支援システム」による成績発表日を算入せず、翌日から起算して7日以内とする。応当日が休日の場合は、翌業務日までとする。

2 各学期の成績疑義照会期間は、その都度、学生に掲示等により通知する。

3 申出は、学生本人が行うものとし、代理申請は認めない。

4 成績疑義照会期間以外の申請は認めない。

(成績訂正)

第4条 疑義の内容に応じて、当該授業担当教員あるいは当該教務担当部署が確認し、妥当と判断された場合には速やかに成績評価を訂正する。

2 申出学生には、当該教務担当部署を通じて、文書で回答を配付する。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

北陸大学学生懲戒規程

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規程は、北陸大学学則（以下、この規程において「学則」という。）第51条第1項に基づいて行う学生の懲戒処分の適正と公正を図るために必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 学生に対する懲戒は、学校教育法及び同法施行規則に基づいて大学に与えられた教育上の権限により、一定の事由の発生を要件として、学生に対して制裁として一定の不利益を与える処分である。懲戒は、懲戒に関する法理に従うとともに、教育的配慮に基づいて行うものでなければならない。

2 懲戒は、懲戒対象行為の様態、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

3 学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめなければならず、事前に学生に告知するとともに、意見陳述の機会を与えなければならない。

4 被処分者の将来を考慮し、成績証明書その他本人の成績及び修学状況に関する文書で、被処分者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒処分を受けた旨の記載をしないものとする。

(懲戒手続)

第3条 懲戒対象行為が発生した場合、関係する学部長及び留学生別科長（以下、この規程において「学部長等」という。）は、学長、学生部長、担任教員に通知する。

2 学部長等は、事実認定及び懲戒処分の内容について、次項以下の手続きに従い、学部教授会又は留学生別科会議（以下、この規程において「教授会等」という。）の議を経て、文書により学長に申請する。

3 懲戒対象行為に係る事実認定及び懲戒処分の内容の認定判断は、各学部又は留学生別科（以下、この規程において「学部等」という。）の責任において行う。

4 学部長等は、第2項の検討に際し、必要がある場合には、学長の許可を得て、調査委員会を設けることができる。

5 担任教員及び担当部署は、連携して第2項に定める、事実認定及び懲戒処分の内容について担当し、学部長等に結果を報告しなければならない。

6 懲戒対象行為に係る事実認定、懲戒処分の内容及び執行に伴う措置の判断に当たっては、事前に当該学生に告知し、口頭若しくは文書による意見陳述の機会を与えなければならない。また、未成年の場合には、保護者からの口頭若しくは文書による意見陳述の機会を認めなければならない。

(懲戒処分の均衡及び調整)

第4条 学部長等は、懲戒対象行為を確認したときは、教授会等の議を経る前に、事実認定及び懲戒処分の内容に関する方針案を学生部長に報告する。

2 学生部長は、前項の報告について、全学的な均衡及び調整を図る観点から、学生委員会を招集、審議し、その結果を学部長等に通知する。

3 学生部長は、留学生別科生が関係する場合には、前項の学生委員会に、留学生別科教員を加えなければならない。

4 学生部長は、第2項の通知の後、更に別途検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学部長等にその旨を通知するものとする。

5 学部長等は、第2項の学生委員会の審議結果に基づく学生部長の決定を踏まえて、第3条第2項を行うものとする。

6 学生部長は、第2項の検討に際し、必要がある場合には、学長の許可を得て、調査委員会を設けることができる。

(懲戒処分の決定)

第5条 学長は、全学教授会を招集し、学部長等からの申請事項について意見を求め、懲戒処分を決定する。

2 学長は、懲戒処分を決定するに当たり、教学運営協議会の意見を聞くことができる。

(懲戒処分の告知及び発効日)

第6条 懲戒処分の告知は、文書により、学部長等が学生本人に対して行う。

2 懲戒処分の発効日は、学長が決定する。

(告示)

第7条 懲戒処分を行った場合は、学内に告示する。

2 期限の定めのある懲戒処分は、期間の終了をもって解除とみなし告示しない。

(懲戒処分に関する文書)

第8条 懲戒処分に関する文書は、懲戒処分申請書、懲戒処分（退学・停学・謹慎・訓告）告知書、学生懲戒記録簿及び懲戒処分解除通知書とする。

(懲戒に関する記録の保存と開示)

第9条 学部長等は、懲戒原因たる事実並びに決定された処分の内容及び理由を記載した文書を保存しなければならない。

(懲戒の種類)

第10条 懲戒は、学則51条第1項の各号に定める、退学、停学、謹慎及び訓告とする。

(退学)

第11条 退学は、学生としての身分のはく奪である。

(停学)

第12条 停学は、無期停学及び有期停学とする。

2 無期停学の期間は3か月以上、有期停学の期間は1か月以上3か月未満とする。

3 停学の期間は、学則第14条に規定する修業年限及び在学期間に算入する。ただし、停学の期間が3か月をこえるときは、修業年限に算入しない。

4 学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると思われるときは、教授会等の議を経て、学長に対し、その処分の解除を文書により申請することができる。

5 学長は、処分解除の申請を受けたときは、全学教授会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

6 無期停学は、原則として3か月を経過した後でなければ、解除することができない。

7 無期停学の解除の告知は、学内に公示するとともに、学部長等が被処分者本人に対して行う。

8 学部長等は、停学期間中においても、指導上の観点から必要と判断した場合には、指導教員を定め、学生を呼び出し指導を行うことができる。なお、指導教員を担任教員が兼ねることができる。

9 前項の指導教員は、指導記録簿を作成するものとする。

(謹慎)

第13条 謹慎は、自宅謹慎及び登学謹慎とする。

2 謹慎期間は、1か月以内とし、期間を定めて告知する。

3 謹慎期間は、在学期間及び修業年限に含まれる。

4 停学等の処分が確定するまでの期間を、謹慎させることができる。ただし、停学処分となった場合には、謹慎開始日を停学開始日とする。

5 謹慎は、原則として自宅謹慎とし、謹慎による欠席とする。ただし、教育的観点から授業等への出席がふさわしいと判断した場合には、指導教員を定め、その監督下において、登学謹慎を認めることがある。

なお、指導教員を担任教員が兼ねることができる。

6 登学謹慎の可否及び指導教員については、教授会等の議を経て、学長が定める。

7 前項の指導教員は、指導記録簿を作成するものとする。

(訓告)

第14条 訓告は、処分としての大学の教育的的意思表示である。

(懲戒処分と自主退学)

第15条 学部長等は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

(懲戒処分を受けた学生の義務)

第16条 懲戒処分を受けた学生は、懲戒期間中の連絡先、居所を、大学に明らかにしなければならない。

2 懲戒処分を受けた学生は、懲戒期間中であっても、大学からの呼び出しに応じなければならない。

第 2 章 各則

(試験等における不正行為に関する懲戒処分)

第17条 試験等における不正行為及びその対応については、「北陸大学試験等不正行為規程」の定めによる。

2 試験等における不正行為の懲戒は、原則として、謹慎又は訓告等とする。ただし、重ねて行った者は停学以上とする。

3 常習的であることが判明した場合には、停学以上の懲戒とする。

第 1 節 刑事事件等に関する行為

(刑事事件等に関する懲戒処分)

第18条 交通事件、薬物犯罪、ストーカー犯罪、わいせつ行為等、コンピュータ又はネットワークの不正使用、知的財産を喪失させた場合等に関する懲戒処分については、第18条乃至第24条に定めるところによる。この場合において、情状によりその処分を減じ、また、再犯の場合はその処分を重くすることができる。

(交通事件に関する懲戒処分)

第19条 飲酒運転、無免許運転又は大幅な制限速度違反（刑法第208条の2に規定する進行を制御することが困難な高速度）等悪質な運転による人身事故に対する懲戒処分は、退学とする。

2 ひき逃げ等悪質な行為に対する懲戒処分は、退学とする。

3 その他の交通事件（構内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反を含む。）に対する懲戒処分は、退学、停学、謹慎又は訓告とする。

(薬物犯罪に関する懲戒処分)

第20条 薬物犯罪（大麻、麻薬、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物の所持、使用、売買又はその仲介等）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。

(ストーカー犯罪に関する懲戒処分)

第21条 悪質なストーカー犯罪（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下この項において「法」という。）第2条に規定するつきまとい、待ち伏せ等の行為）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。

2 その他のストーカー犯罪（法第3条に規定する行為等）に対する懲戒処分は、停学、謹慎又は訓告とする。

(わいせつ行為等に関する懲戒処分)

第22条 わいせつ行為（痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護育成条例等違反、盗撮（隠し撮り）等）

及びセクシュアル・ハラスメントに対する懲戒処分は、退学、停学、謹慎又は訓告とする。

(コンピュータ又はネットワークの不正使用に関する懲戒処分)

第23条 コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用（成績表等の文書の改ざん等の不正アクセス、外部システムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。

2 その他のコンピュータ又はネットワークの不正使用（著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール等）に対する懲戒処分は、停学、謹慎又は訓告とする。

(知的財産を喪失させる行為等に関する懲戒処分)

第24条 本学の知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に規定する知的財産）を喪失させる行為（知的財産を無断で提供し、公表し、又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等）に対する懲戒処分は、退学又は無期停学とする。

(その他の刑事事件に関する懲戒処分)

第25条 交通事件以外の刑事事件のうち、凶悪犯罪（殺人、強盗、強姦、放火等）に対する懲戒処分は、退学とする。

2 その他の刑事事件（傷害、窃盗等）に対する懲戒処分は、退学、停学、謹慎又は訓告とする。

第 2 節 懲戒処分対象以外の学生の本分に悖る行為

(懲戒処分対象行為以外の学生の本分に悖る行為への指導)

第26条 学部長等は、学生が懲戒対象には至らないものの、学則、諸規定若しくは指導を守らず、または、学生の本分に悖る行為をした場合には、必要に応じて適切な指導を行わなければならない。

第 3 章 教職員の義務及び任務等

(教職員の義務)

第27条 教職員は、懲戒対象行為を認め若しくは知ったときには、速やかに学部長等及び学事本部長に知らせなければならない。

2 教職員は、第3条乃至第5条に規定する懲戒手続等により知り得た情報について、守秘義務を有し、細心の注意をもって扱わなくてはならない。

3 学事本部長は、対象学生の所属等を考慮し、事務等を担当する部署を定めなければならない。

第 4 章 規程の改廃

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

北陸大学試験等不正行為規程

(趣旨)

第1条 この規程は、試験等において公正を損なう行為（以下「不正行為」という。）についてその内容を定め、これに対する処置について、必要な事項を定める。

(試験における不正行為)

第2条 試験中における次の各号に定める行為は、不正行為とみなす。

- (1) 試験監督員の指示・注意等に従わない行為及び試験監督員の業務を妨害する行為
- (2) 身代わり受験をする行為あるいは身代わり受験をさせる行為
- (3) 持ち込み許可を受けない書籍、ノート、情報機器等の利用
- (4) 持ち込み許可を得た書籍やノート等の貸借
- (5) 紙片、筆記用具、机等にあらかじめ書き込んだものの利用
- (6) 答案用紙、下書用紙等配布された用紙以外の用紙の利用
- (7) 答案用紙のすり替えや交換
- (8) 他人の答案を見ることあるいは自分の答案を他人に見せること
- (9) 試験場の内外を問わず、会話、電話、メール、符号等を利用した情報交換
- (10) 許可のない物品の貸借
- (11) 試験監督員の指示に反する行為

(試験監督員の措置)

第3条 試験監督員は、前条に該当する行為が行われたと判断した場合には、直ちに当該学生（以下「学生」という。）の受験を停止し、学生証、答案用紙及び不正行為に使用した物品等を全て預かり、学生を当該学部の教務委員長あるいは留学生別科教員（以下「教務委員長等」という。）のもとに同行する。

(教務委員長等の措置)

第4条 教務委員長等は、当該学部の学部長あるいは留学生別科教員（以下「学部長等」という。）同席のもと、試験監督員及び学生から事情を聴取し、学部長等とともに事実の認定を行う。

2 前第3条及び第4条において、指定する教務委員長等あるいは学部長等が、対応できない場合には、別の教員を充てなければならない。

(懲戒手続)

第5条 試験における不正行為を行った学生に対する懲戒手続は、北陸大学学生懲戒規程に従って行うものとする。

(成績の評価)

第6条 前条に基づき、懲戒処分となった学生については、当該学期のすべての履修登録科目の成績評価をF2（受験停止）とする。ただし、前後期を通して開講される科目の成績については、当該学生が所属する学部において学部教授会の議を経て決定する。

(試験以外における不正行為)

第7条 試験以外における次の各号の行為は、不正行為とみなす。この場合、当該授業への出席が制限されたり、当該授業の成績が著しく低く評価されることがある。

- (1) 授業の中で行われる確認試験（確認テスト）や中間試験（中間テスト）等（以下「確認試験等」という。）において、前第2条に示す行為
- (2) レポート等の提出において、Web上にある他人の文章等を提出する行為
- (3) レポート等の提出において、他人の書いたものを提出する行為
- (4) 授業に出席しない者が、他人に学生証を預け、出席と見せかける行為
- (5) 授業に出席しない者が、他人に学生証を渡し、カードリーダーに通させ、出席と見せかける行為

- (6) 授業に出席しない者が、出席カード等の出席確認の書類に、他人に自分の氏名や学籍番号を書かせ、出席と見せかける行為
- 2 前第3号から第6号までにおいて、これらの行為を引き受けた者も不正行為とみなす。
- 3 第1項及び第2項の行為を重ねて行った者や悪質である場合には、懲戒対象行為として学部長等に通知し、第5条に従って行うものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドライン

(趣旨)

第1条 本ガイドラインは、学校法人北陸大学情報システム利用規程第8条に基づき、本学情報システム「HUNET」(以下「HUNET」という。)を利用する際の指針及び遵守事項について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本ガイドラインにいうHUNETとは、本学における教育・研究・業務に利用するために本学が設置するコンピュータ、周辺機器、ネットワーク関連装置、ソフトウェア及びネットワーク上に構築される各種サービス、クラウドサービス基盤(Google Workspace for Education Fundamentals、Microsoft Office 365)のことをいう。

(管理及び運用)

第3条 HUNETの管理及び運用に関する事項は、学術情報センター及び学術情報センター情報推進課(以下「情報推進課」という。)が取り扱う。

2 管理及び運用に関する重要事項に関しては教育情報システム委員会で審議する。

(適用範囲等)

第4条 本ガイドラインの適用範囲は、HUNETの利用者であり、HUNETの利用が学校法人北陸大学の敷地内でなされたか否かを問わず適用される。

(利用者等)

第5条 利用者等は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 本学学生(科目等履修生、聴講生を含む。)
- (2) 学校法人北陸大学の常勤の理事及び教職員
- (3) その他、学長が認めた者

(利用期間)

第6条 HUNETの利用期間は、在学・在籍期間中とする。ただし、学長が認めた場合はこの限りではない。

(ユーザーアカウント)

第7条 利用者等には、1人につき1つの「HUアカウント」を交付する。

2 HUアカウントの交付を受けるには、利用者等はHUNET利用申請書を情報推進課に提出し、許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第8条 利用者等は、HUNETの利用にあたって次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者等は、本ガイドライン及び別に定める学校法人北陸大学セキュリティポリシー、電子メール利用ガイドラインを遵守しなければならない。
- (2) 利用者等は、北陸大学建学精神に則り、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいてHUNETを利用しなければならない。
- (3) 利用者等は、利用者としての管理責任を怠ってはならない。
- (4) 利用者等は、交付された初期パスワードを速やかに変更しなければならない。
- (5) 利用者等は、HUアカウントのパスワードを第三者に開示してはならない。
- (6) 利用者等は、HUNETの利用に関する虚偽の申請をしてはならない。
- (7) 利用者等は、HUNETを営利目的に使用してはならない。
- (8) 利用者等は、HUNETを利用して法令や公序良俗に反する行為をしてはならない。
- (9) 利用者等は、HUNETを利用して他人のプライバシーや著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為をしてはならない。
- (10) 利用者等は、HUNETを利用して他人に対する迷惑や不利益を与える行為及び誹謗・中傷など人権を

侵害する等の行為をしてはならない。

- (11) 利用者等は、HUNETの運用に支障をきたす行為をしてはならない。
- (12) 利用者等は、HUNETへの不正な侵入や運用の妨害をしてはならない。
- (13) 利用者等は、一般にネットワーク上で各個人が守るべきであると理解されているルールに違反してはならない。

(違反行為等に対する措置)

第9条 教育情報システム委員会は、前条に定めることへの違反行為をした者に対し、次の措置を講ずることができる。

- (1) HUNETの利用資格の取消、一時的停止、変更
- (2) HUアカウントの停止、変更
- (3) HUNETに接続している機器の切り離し、一時的使用停止
- (4) 違反行為に使用され、または違反行為の結果として生じたファイル、データ及びプログラム等の保全、削除又はこれらへのアクセスの制限
- (5) その他の教育的指導措置

(届出の義務)

第10条 利用者等は次の各号に該当する事由が生じたときは、情報推進課に届け出なければならない。

- (1) HUNET利用申請書の記載内容に変更が生じたとき
- (2) HUNET利用申請書に関わる利用を終了または中止したとき

(利用及び制限)

第11条 利用者等は、HUNETに自らが作成した著作物等を保存することができる。ただし、情報推進課はHUNETの適正な運営を維持するために利用者等のHUNETの利用制限及び著作物等を審査、削除することができる。

(利用の停止)

第12条 情報推進課は利用者等に対して、第9条2号によりHUNETの利用を停止することができる。

- 2 第5条1号及び2号に該当する利用者等がその身分を喪失した場合及び、第5条3号に該当する利用者等が所定の期間を過ぎて再申請しない場合は、HUNETの利用を停止するものとする。
- 3 利用資格を喪失した利用者等がHUNET上に所有する著作物等は、利用資格の喪失の事実を確認後、情報推進課が削除するものとする。

(免責)

第13条 情報推進課は、HUNETの障害及びHUNETの提供するサービスの遅延もしくは中断によって生じた損害に対し、責任は負わないものとする。

- 2 利用者等の不注意により、利用者等が被った損害について、情報推進課は一切の責任を負わないものとする。

著作権法、北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドラインの遵守について

授業・オンライン授業の資料や授業動画を著作者である教員の許諾を得ずに、勝手にインターネットなどで第三者に提供及び配信・公開することは、著作権法上、不当な行為となります。また、北陸大学情報システム「HUNET」利用ガイドラインの第8条に違反することに該当します。第8条に違反すると第9条の措置を受けることとなりますので、ルールを厳守してください。